

人事委員会年報

平成25年度

熊本県人事委員会

目 次

| | |
|---|----|
| I 組織及び運営 | 1 |
| 1 人事委員会 | 3 |
| (1) 人事委員会の構成 | 5 |
| (2) 人事委員会の会議 | 〃 |
| 2 事務局 | 13 |
| (1) 組織及び職員の配置状況 | 15 |
| (2) 分掌事務 | 16 |
| II 事業の概要 | 19 |
| 1 職員の任用 | 21 |
| (1) 採用 | 23 |
| (2) 昇任 | 33 |
| (3) 身体障がい者を対象とする選考試験 | 34 |
| 2 職員の給与 | 35 |
| (1) 平成25年職員給与実態調査 | 37 |
| (2) 平成25年職種別民間給与実態調査 | 41 |
| (3) 平成25年職員の給与等に関する報告及び勧告 | 43 |
| (4) 平成25年給与の改定(参考) | 51 |
| 3 条例・規則等 | 53 |
| (1) 条例案に対する人事委員会の意見 | 55 |
| (2) 規則等の制定・改廃 | 57 |
| 4 公平審査 | 59 |
| (1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況 | 61 |
| (2) 不利益処分についての不服申立ての係属状況 | 〃 |
| (3) 不利益処分についての不服申立ての審査の状況 | 62 |
| 5 職員団体 | 63 |
| (1) 職員団体の登録 | 〃 |
| (2) 登録職員団体一覧表(県関係分) | 〃 |
| (3) 登録職員団体一覧表(受託市町村等分) | 64 |
| (4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証 | 65 |
| 6 公平委員会の事務の受託 | 66 |
| 7 労働基準監督機関の職権行使 | 67 |
| (1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表 | 〃 |
| (2) 平成25年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況 | 68 |
| (3) 平成25年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況 | 〃 |
| (4) 平成25年度中の労働基準法に基づく認定等の状況 | 〃 |

I 組織及び運営

1 人事委員会

1 人事委員会

(1) 人事委員会の構成

(平成26年3月31日現在)

| 職名 | 氏名 | 常勤・非常勤の別 | 任期 | 備考 |
|-----|-------|----------|--|----------|
| 委員長 | 北川 正 | 非常勤 | 平成22年7月27日 ～平成26年7月26日 (委員長任期) 平成22年8月3日 ～平成26年7月26日 | |
| 委員 | 成瀬 公博 | 非常勤 | 平成23年7月8日 ～平成27年7月7日 (2期目) | 委員長職務代理者 |
| 委員 | 米満 淑恵 | 非常勤 | 平成25年8月1日 ～平成29年7月31日 (2期目) | |

(2) 人事委員会の会議

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|--|----|
| 1 | 平成25年 4月10日 | 1 平成24年度第21回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員及び警察官採用試験の合格者数等について 3 報告事項 ・平成25年度熊本県職員等採用試験募集職種及び採用予定人員について ・平成25年職種別民間給与実態調査の実施について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 2 | 平成25年 4月26日 | 1 平成25年度第1回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 3 | 平成25年 5月 8日 | 1 平成25年度第2回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 3 報告事項 ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの要請について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|---|----|
| 4 | 平成25年 6月10日 | 1 平成25年度第3回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 平成25年6月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 第3号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 3 協 議 ・熊本県職員の任用に関する規則別表第1（競争試験職種）及び別表第2（選考職種）の掲載職種の見直しについて 4 報告事項 ・平成25年度警察官採用試験（警察官A）の応募状況について ・平成25年度身体障がい者を対象とする熊本県採用選考試験における採用職種及び採用予定人員について ・大学生等の就職・採用活動時期の後ろ倒しに伴い人事院が国家公務員採用試験における必要な措置を要請されたことについて 5 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 5 | 平成25年 6月19日 | 1 平成25年度第4回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員団体の登録について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 6 | 平成25年 7月 4日 | 1 平成25年度第5回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第1次試験合格者の決定について 3 協 議 ・熊本県職員の任用に関する規則別表第1（競争試験職種）及び第2（選考職種）の掲載職種の見直しについて 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 7 | 平成25年 7月18日 | 1 平成25年度第6回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県警察官採用試験（警察官A）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|---|----|
| 8 | 平成25年 7月25日 | 1 平成25年度第7回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 第3号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第2次試験合格者の決定について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 9 | 平成25年 8月12日 | 1 平成25年度第8回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 3 報告事項 ・平成25年人事院報告について ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの要請について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 10 | 平成25年 8月29日 | 1 平成25年度第9回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県警察官採用試験（警察官A）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 3 協 議 ・平成25年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 11 | 平成25年 9月12日 | 1 平成25年度第10回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第2次試験合格者の決定について 第2号議案 職員の採用選考について 3 協 議 ・平成25年人事委員会報告及び勧告について 4 報告事項 ・平成25年度熊本県職員等採用試験（短期大学卒業程度、高等学校卒業程度、免許資格職、警察官B）及び平成25年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験の応募状況について 5 その他 ・人事委員会関係日程 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|--|----|
| 12 | 平成25年 9月24日 | 1 平成25年度第11回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項に規定する条件付採用期間の延長の承認について 3 協 議 ・平成25年人事委員会報告及び勧告について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 13 | 平成25年 9月30日 | 1 平成25年度第12回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年人事委員会報告及び勧告について 3 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 14 | 平成25年10月 7日 | 1 平成25年度第13回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（短期大学卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第2号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第1次試験合格者の決定について 第3号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第1次試験合格者の決定について 第4号議案 職員の採用選考について 第5号議案 平成24年（人不）第2号事案の裁決について 3 報告事項 ・任期付職員の採用について ・苦情相談に関する事案の概要及び処理状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 15 | 平成25年10月28日 | 1 平成25年度第14回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）第3次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について 第2号議案 平成25年度熊本県警察官採用試験（警察官B）第1次試験合格者の決定について 3 報告事項 ・平成25年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第1次試験合格者の受験番号の表示の誤りについて ・平成25年全国人事委員会報告及び勧告の実施状況について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 16 | 平成25年11月13日 | 1 平成25年度第15回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（短期大学卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用 | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|---|----|
| | | <p>候補者の確定について</p> <p>第2号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（高等学校卒業程度）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>第3号議案 平成25年度熊本県職員採用試験（免許資格職）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>第4号議案 平成25年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第1次試験合格者の決定について</p> <p>第5号議案 平成25年12月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について</p> <p>3 報告事項 ・熊本県職員の任用に関する規則第33条第2項の規定により条件付採用期間を延長した職員について</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p> | |
| 17 | 平成25年12月 5日 | <p>1 平成25年度第16回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 平成25年度熊本県警察官採用試験（警察官B）第2次試験合格者の決定及び採用候補者の確定について</p> <p>第2号議案 平成25年度身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験第2次試験合格者の決定について</p> <p>第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程の制定について</p> <p>第4号議案 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>3 協 議 ・選考採用職種の見直しについて</p> <p>4 その他 ・人事委員会関係日程</p> | |
| 18 | 平成26年 1月30日 | <p>1 平成25年度第17回人事委員会議事録について</p> <p>2 議 案</p> <p>第1号議案 職員の採用選考について</p> <p>第2号議案 職員の昇任選考について</p> <p>第3号議案 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第4号議案 平成26年（人不）第1号事案の審理機関の構成並びに準備手続の実施に係る事務の委任及び証拠の採否の決定の委任について</p> <p>第5号議案 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第6号議案 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第7号議案 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>第8号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正につ</p> | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|--|----|
| | | いて 第9号議案 「住居手当の運用について」の一部改正について 第10号議案 「単身赴任手当の運用について」の一部改正について 第11号議案 「熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則の運用について」の一部改正について 3 協 議 ・学校における指導教諭の設置等について 4 報告事項 ・平成25年度熊本県職員採用試験等の実施結果等について ・不服申立書の受理について 5 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 19 | 平成26年 2月14日 | 1 平成25年度第18回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 平成26年2月熊本県議会定例会に提案される職員に関する条例に対する人事委員会の意見について 3 協 議 ・平成26年度県職員採用試験等の制度改正(案)について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 20 | 平成26年 3月 3日 | 1 平成25年度第19回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 平成26年度熊本県職員及び警察官採用試験の試験日程の決定について 第4号議案 平成26年度熊本県職員及び警察官採用試験実施要綱の制定について 第5号議案 平成26年度熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の制定について 第6号議案 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第7号議案 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第8号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第9号議案 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第10号議案 「級別格付基準表について」の一部改正について 第11号議案 「期末手当及び勤勉手当の支給について」の一部改正について 第12号議案 「熊本県警察職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について 3 報告事項 ・大学生等の就職・採用活動時期の後ろ倒しに伴う平成27年度以降の地方公務員採用試験の日程について | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------------|--|----|
| | | 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 21 | 平成26年 3月19日 | 1 平成25年度第20回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 職員の昇任選考について 第3号議案 平成26年度熊本県職員及び警察官採用試験実施要綱の制定について 第4号議案 平成26年度熊本県職員及び警察官採用試験合格者決定要領の制定について 第5号議案 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第6号議案 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第7号議案 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第8号議案 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第9号議案 指導教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則の制定について 第10号議案 「級別格付基準表について」の一部改正について 第11号議案 「格付の基準について」の一部改正について 第12号議案 「熊本県職員の管理職手当に関する規則別表第1に規定する「人事委員会が定めるもの」等について」の一部改正について 第13号議案 「県立学校職員の特殊勤務手当の運用について」の一部改正について 第14号議案 事務局職員の人事異動について 3 報告事項 ・平成26年度熊本県職員等採用試験における募集職種・区分について 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |
| 22 | 平成26年 3月26日 | 1 平成25年度第21回人事委員会議事録について 2 議 案 第1号議案 職員の採用選考について 第2号議案 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則の制定について 第3号議案 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第4号議案 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について 第5号議案 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程の制定について 第6号議案 「通勤手当の運用について」の一部改正について 3 報告事項 ・平成26年度人事委員会事務局当初予算の概要について ・熊本県公務員労働組合共闘会議からの申入れについて | |

| 回数 | 開催年月日 | 議 題 | 備考 |
|----|-------|---------------------|----|
| | | 4 その他 ・人事委員会関係日程 | |

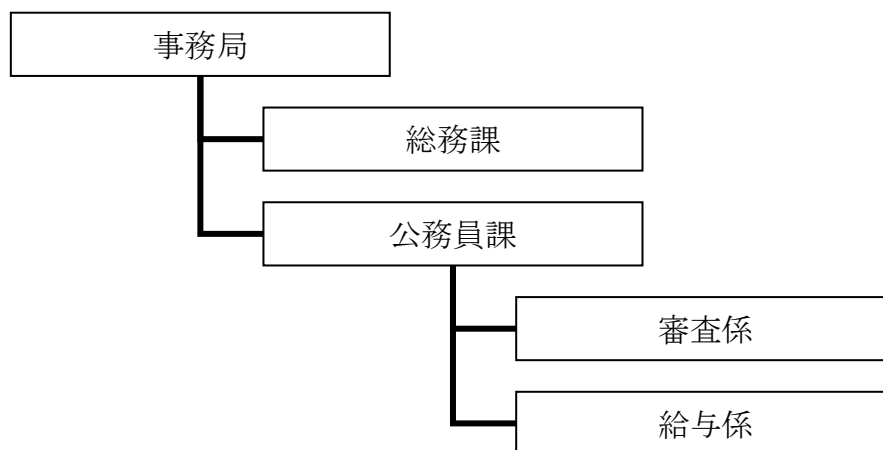
2 事務局

2 事務局

(1) 組織及び職員の配置状況

ア 組織

事務局の組織は、2課2係で次のとおりです。



イ 職員の配置状況

職員17人（条例定数20人）の配置状況は、次のとおりです。

（平成25年4月1日現在）

| 区分 | 職名 | 氏名 | 備考 | |
|------|--------------|-------------|---------|--|
| 事務局 | 事務局長 | 鷹尾 雄二 | | |
| 総務課 | 総務課長 | 吉 富 寛 | | |
| | 審 議 員（兼課長補佐） | 後 藤 浩 | | |
| | 主 幹（総務任用担当） | 早 田 吉 秀 | | |
| | 参 事 | 本 田 修 | | |
| | 参 事 | 関 雅 之 | | |
| | 参 事 | 今別府 隆 宏 | | |
| | 主任主事 | 森 本 愛 子 | | |
| | 主任主事 | 田 中 麻 美 子 | | |
| 公務員課 | 公務員課長 | 與 田 博 | | |
| | 課長補佐 | 中 村 彰 | | |
| | 審査係 | 課長補佐（審査係担当） | 富 田 博 英 | |
| | | 参 事 | 村 崎 敬 史 | |
| | 給与係 | 課長補佐（給与係担当） | 吉 永 圭 一 | |
| | | 参 事 | 渡 邊 則 秀 | |
| | | 参 事 | 吉 野 宏 昭 | |
| | | 主 事 | 北 園 恵 | |

(2) 分掌事務

| 課名 | 係名 | 分掌事務 |
|------|-----|---|
| 総務課 | | <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会会議に関する事。 2 公印に関する事。 3 事務局職員の任免、分限、懲戒、服務その他の身分取扱いに関する事。 4 事務局職員の給与及び勤務条件に関する事。 5 事務局の予算及び経理に関する事。 6 事務局内事務の調整に関する事。 7 文書に関する事。 8 広報に関する事。 9 事務局職員の研修及び福利厚生に関する事。 10 任用試験及び選考に関する事。 11 職員の苦情相談に関する事(任用に関する事)。 12 その他公務員課に属しない事。 |
| | 審査係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の審査及び必要な措置に関する事。 2 不利益処分に関する不服申立ての審査及び必要な措置に関する事。 3 管理職員等の指定に関する事。 4 職員団体の登録に関する事。 5 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係)。 6 職員の苦情相談に関する事(任用、給与、勤務条件等に関する事を除く)。 7 退職手当の支給制限等の処分に関する調査審議に関する事。 |
| 公務員課 | 給与係 | <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の分限及び懲戒に関する制度に関する事。 2 職員の給与に関する調査及び研究に関する事。 3 人事記録の管理及び人事統計報告に関する事。 4 職員の勤務時間その他の勤務条件に関する調査及び研究に関する事。 5 職員の厚生福利制度、その他職員に関する制度の研究に関する事。 6 職員の研修及び勤務成績の評定に関する制度の研究に関する事。 7 職階制に関する計画の立案及び実施に関する事。 8 職員に対する給与支払監理に関する事。 9 労働基準監督機関の職権行使に関する事(労働安全衛生法関係を除く)。 10 兼業、営利企業等の従事制限に関する事。 11 職員の苦情相談に関する事(給与、勤務条件等に関する事)。 |

(参考) 職員の配置状況

(平成26年4月1日現在)

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 | 備 考 | |
|------|---------------|--------------|---------|--|
| 事務局 | 事務局長 | 田 中 伸 也 | | |
| 総務課 | 首席審議員兼総務課長 | 吉 富 寛 | | |
| | 課長補佐 | 工 藤 真 裕 | | |
| | 課長補佐 (総務任用担当) | 早 田 吉 秀 | | |
| | 参 事 | 本 田 修 | | |
| | 参 事 | 関 雅 之 | | |
| | 参 事 | 今別府 隆 宏 | | |
| | 主任主事 | 田 中 麻 美 子 | | |
| | 主任主事 | 伊佐坂 可 南 子 | | |
| 公務員課 | 公務員課長 | 井 上 知 行 | | |
| | 審 議 員 (兼課長補佐) | 蟹 江 義 文 | | |
| | 審査係 | 課長補佐 (審査係担当) | 富 田 博 英 | |
| | | 参 事 | 村 崎 敬 史 | |
| | 給与係 | 課長補佐 (給与係担当) | 吉 永 圭 一 | |
| | | 参 事 | 渡 邊 則 秀 | |
| | | 参 事 | 吉 野 宏 昭 | |
| | | 主任主事 | 五 瀬 美 幸 | |

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

1 職員の任用

(1) 採用

平成25年度に実施した職員採用の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

実施状況は、第1表～第4表のとおりです。また、過去10年間の実施状況の推移は、第1図～第6図のとおりです

第1表 平成25年度職員採用試験実施状況（概要）

（単位：人）

| 試験の名称 | 応募者数 | 第1次試験 | | 大卒第2次試験 | | 大卒第3次、その他第2次試験 受験者 | 最終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 <small>(H26.4.1現在)</small> | |
|------------------------|-------|-------|-------|---------|------|-----------------------|------------|------------|------------------------------------|-----|
| | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | | | | | |
| 職員採用試験 大学卒業程度 | 1,290 | 985 | 354 | 345 | 191 | 187 | 138 | 7.1 | 124 | |
| 大学卒業程度 (民間企業等経験者対象) | 267 | 218 | 48 | 45 | 26 | 23 | 14 | 15.6 | 12 | |
| 短期大学卒業程度 | 57 | 53 | 5 | | | 4 | 1 | 53.0 | 1 | |
| 高等学校卒業程度 | 247 | 220 | 53 | | | 51 | 17 | 12.9 | 16 | |
| 免許資格職（前期） | 113 | 86 | 36 | 35 | 23 | 23 | 15 | 5.7 | 13 | |
| 免許資格職（後期） | 31 | 25 | 14 | | | 11 | 5 | 5.0 | 5 | |
| 小計 | 2,005 | 1,587 | 510 | 425 | 240 | 299 | 190 | 8.4 | 171 | |
| 警察官採用試験 | 警察官A | 男性 | 748 | 585 | 380 | | 285 | 99 | 5.9 | 83 |
| | | 女性 | 131 | 90 | 59 | | 43 | 15 | 6.0 | 13 |
| | 警察官B | 男性 | 627 | 495 | 224 | | 171 | 56 | 8.8 | 43 |
| | | 女性 | 172 | 126 | 34 | | 22 | 8 | 15.8 | 7 |
| | 小計 | 1,678 | 1,296 | 697 | | | 521 | 178 | 7.3 | 146 |
| 計 | 3,683 | 2,883 | 1,207 | 425 | 240 | 820 | 368 | 7.8 | 317 | |

第2表 平成25年度職員採用試験の日程等

| 試験の名称 | | 公告日 | 申込受付期間 | 試験日 (合格発表日) | | | 試験地 | 試験会場 |
|---------|--------------------------------|---------|--|----------------|---------------------------------|-------------------------------|--------|-----------|
| 職員採用試験 | 大学卒業程度 ・ 免許資格職 (前期) | 25.4.15 | 25.5.13 ～25.5.24 | 第1次 | 筆記 | 25.6.30 (25.7.5) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | | | | 東京都 | 立教大学 |
| | | | | 第2次 | 面接 | 25.7.15 ～7.21 (25.7.26) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | | | | 第3次 | 面接 | 25.8.2 ～8.8 (25.8.13) | 熊本市 | 熊本県庁 |
| | 大学卒業程度 (民間企業等 経験者対象) | 25.4.15 | 25.5.13 ～25.5.24 | 第1次 | 筆記 | 25.6.30 (25.7.26) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | | | | 東京都 | 立教大学 |
| | | | | 第2次 | 面接 | 25.8.31,9.1,7,8 (25.9.13) | 熊本市 | 熊本県立大学 |
| | | | | 第3次 | 面接 | 25.10.12,13 (25.10.29) | 熊本市 | 熊本県立大学 |
| | 短期大学卒業程度 ・ 免許資格職 (後期) | 25.6.21 | 25.8.12 ～25.8.30 | 第1次 | 筆記 | 25.9.29 (25.10.8) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | 第2次 | 筆記 | 25.10.26 | 熊本市 | 熊本県立大学 |
| | | | | | 面接 | 25.11.2,3 (25.11.14) | 熊本市 | 熊本県立大学 |
| | 高等学校卒業程度 | 25.6.21 | 25.8.12 ～25.8.30 | 第1次 | 筆記 | 25.9.29 (25.10.8) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| 第2次 | | | | 筆記 | 25.10.26 | 熊本市 | 熊本県立大学 | |
| | | | | 面接 | 25.11.2,3 (25.11.14) | 熊本市 | 熊本県立大学 | |
| 警察官採用試験 | 警察官A | 25.4.15 | 25.5.13 ～25.5.31 | 第1次 | 筆記 | 25.7.14 (25.7.19) | 熊本市 | 熊本学園大学 |
| | | | | 第2次 | 適性 | 25.8.10 | 熊本市 | 熊本県立大学 |
| | | | | | 体力 | 25.8.11 | 熊本市 | 熊本市立総合体育館 |
| | | 面接 | 25.8.17 ～8.24 ※19,23は除く (25.8.30) | 熊本市 | 熊本県庁 | | | |
| | 警察官B | 25.6.21 | 25.8.12 ～25.8.30 | 第1次 | 筆記 | 25.10.20 (25.10.29) | 熊本市 | 熊本県立大学 |
| | | | | 第2次 | 適性・ 体力 | 25.11.16 | 熊本市 | 熊本県警察学校 |
| 面接 | | | | | 25.11.23 ～11.26 (25.12.6) | 熊本市 | 熊本県庁 | |

第3表 平成25年度採用試験の受験資格及び試験の方法等

| 試験の名称 | | 受験資格 (H26.4.1現在の年齢) | 試験の方法 | | |
|--------|----------------------------|---|---|---|----------------------------|
| | | | 第1次試験 | 第2次試験 | 第3次試験 |
| 職員採用試験 | 大学卒業程度 | 次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者(22～29歳) 2 平成4年4月2日以降に生まれた者で学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業又は平成26年3月末までに卒業見込みの者(人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。) ※「心理判定員」は、上記のほか、学校教育法による大学(短期大学を除く。)において心理学を専攻し卒業した者(卒業見込みを含む。) | 1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式 | 1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※) | 1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論 |
| | 大学卒業程度 (民間企業等 経験者対象) | 次のいずれにも該当する者 1 昭和29年4月2日以降に生まれた者(59歳までの者) 2 民間企業等における職務経験年数が受験申込日直近7年間のうち通算4年以上ある者(公務員であった期間を除く。) | 1 教養試験 択一式 2 論文試験 (「行政」のみ) 3 専門試験 (「行政」を除く) | 1 面接試験 個別面接(※) | 1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論 |
| | 短期大学卒業程度 | 1 昭和59年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者(20～29歳) 2 司書の資格を取得又は平成26年3月末までに取得見込みの者 | 1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式 | 1 論文試験 2 面接試験 ア 個別面接(※) イ 集団面接 | |
| | 高等学校卒業程度 | 平成4年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(18～21歳) (上記大学卒業程度試験の受験資格2に該当する者は除く。) | 1 教養試験 択一式 2 適性試験 (事務系職種) 択一式 3 専門試験 (技術系職種) 択一式 | 1 作文試験 2 面接試験 ア 個別面接(※) イ 集団面接 | |
| | 免許資格職 (前期) | 「社会福祉」 1 昭和48年4月2日以降に生まれた者(40歳までの者) 2 次の①又は②に該当する者 ①社会福祉士の資格取得者 ②児童自立支援専門員の資格取得者又は平成26年3月末までに取得見込みの者 「社会福祉以外の職種」 1 昭和59年4月2日以降に生まれた者(29歳までの者) 2 各職種の免許を取得又は平成26年春季の国家試験で免許取得見込みの者 | 1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式 | 1 論文試験 2 面接試験 個別面接(※) | 1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団討論 |
| | 免許資格職 (後期) | 「保育士」 1 昭和59年4月2日以降に生まれた者(29歳までの者) 2 保育士の資格を取得又は平成26年3月31日までに取得見込みの者 「臨床検査技師」 1 昭和59年4月2日以降に生まれた者(29歳までの者) 2 臨床検査技師の免許を取得又は平成26年春季の国家試験で免許取得見込みの者 | 1 教養試験 択一式 2 専門試験 択一式 | 1 論文試験 2 面接試験 ア 個別面接(※) イ 集団面接 | |

| 試験の名称 | | 受験資格 (H26. 4. 1現在の年齢) | 試験の方法 | | |
|---------|-----------------|--|---------------|---|-------|
| | | | 第1次試験 | 第2次試験 | 第3次試験 |
| 警察官採用試験 | 警察官A (男性・女性) | 次のいずれにも該当する者 1 昭和56年4月2日以降に生まれた者 2 学校教育法による大学（短期大学は除く。）を卒業又は平成26年3月末までに卒業見込みの者（人事委員会が同等の資格があると認める者を含む。） (22歳～32歳) | 1 教養試験 択一式 | 1 論文試験 2 体力試験 握力、上体起こし、 長座体前屈、反復横 跳び、20mシャトル ラン、立ち幅跳び、 腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接（※） イ 集団討論 4 身体検査 | |
| | 警察官B (男性・女性) | 昭和61年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者（上記警察官Aの受験資格2に該当する者は除く。） (18歳～27歳) | 1 教養試験 択一式 | 1 作文試験 2 体力試験 握力、上体起こし、 長座体前屈、反復横 跳び、20mシャトル ラン、立ち幅跳び、 腕立て伏せ 3 面接試験 ア 個別面接（※） イ 集団面接 4 身体検査 | |

※面接試験の参考とするため、適性検査を実施

第4表 平成25年度職員採用試験実施状況

① 一般職員

(単位：人)

| 種類 | 職種 | 採用 予定者数 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 | | 第3次試験 受験者数 | 最終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (H26.4.1現在) |
|-------------------|--------------|------------|-------|-------|------|-------|------|---------------|------------|------------|---------------------|
| | | | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | | | | |
| 大学 卒業 程度 | 行政 | 54人程度 | 677 | 516 | 134 | 132 | 68 | 67 | 54 | 9.6 | 44 |
| | 警察行政 | 7人程度 | 77 | 65 | 21 | 21 | 11 | 10 | 7 | 9.3 | 7 |
| | 教育行政 | 35人程度 | 281 | 225 | 100 | 98 | 45 | 45 | 35 | 6.4 | 33 |
| | 心理判定員 | 3人程度 | 25 | 23 | 9 | 9 | 5 | 5 | 3 | 7.7 | 3 |
| | 一般土木 | 9人程度 | 35 | 23 | 14 | 13 | 13 | 13 | 9 | 2.6 | 8 |
| | 農業土木 | 3人程度 | 10 | 7 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 | 2.3 | 3 |
| | 建築 | 5人程度 | 30 | 21 | 13 | 12 | 8 | 8 | 5 | 4.2 | 5 |
| | 電気 | 1人程度 | 10 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2.0 | 1 |
| | 化学 | 2人程度 | 47 | 27 | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 13.5 | 2 |
| | 農学 | 11人程度 | 49 | 39 | 29 | 29 | 17 | 17 | 11 | 3.5 | 10 |
| | 林学 | 4人程度 | 19 | 16 | 11 | 10 | 6 | 6 | 4 | 4.0 | 4 |
| | 畜産 | 3人程度 | 13 | 8 | 5 | 4 | 4 | 4 | 3 | 2.7 | 3 |
| | 水産 | 1人程度 | 17 | 13 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 13.0 | 1 |
| | 計 | 138人程度 | 1,290 | 985 | 354 | 345 | 191 | 187 | 138 | 7.1 | 124 |
| | (民間企業等経験者対象) | | | | | | | | | | |
| | 行政 | 10人程度 | 230 | 186 | 30 | 28 | 15 | 13 | 7 | 26.6 | 6 |
| | 一般土木 | 3人程度 | 19 | 18 | 9 | 8 | 5 | 4 | 3 | 6.0 | 2 |
| | 農業土木 | 2人程度 | 6 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2.0 | 2 |
| | 建築 | 2人程度 | 12 | 10 | 6 | 6 | 4 | 4 | 2 | 5.0 | 2 |
| | 計 | 17人程度 | 267 | 218 | 48 | 45 | 26 | 23 | 14 | 15.6 | 12 |
| 免許 資格 職(前期) | 社会福祉 | 4人程度 | 41 | 35 | 13 | 13 | 6 | 6 | 3 | 11.7 | 3 |
| | 薬剤師 | 6人程度 | 16 | 10 | 7 | 6 | 5 | 5 | 5 | 2.0 | 5 |
| | 管理栄養士 | 1人程度 | 32 | 26 | 5 | 5 | 3 | 3 | 1 | 26.0 | 1 |
| | 保健師 | 6人程度 | 24 | 15 | 11 | 11 | 9 | 9 | 6 | 2.5 | 4 |
| | 計 | 17人程度 | 113 | 86 | 36 | 35 | 23 | 23 | 15 | 5.7 | 13 |

(単位：人)

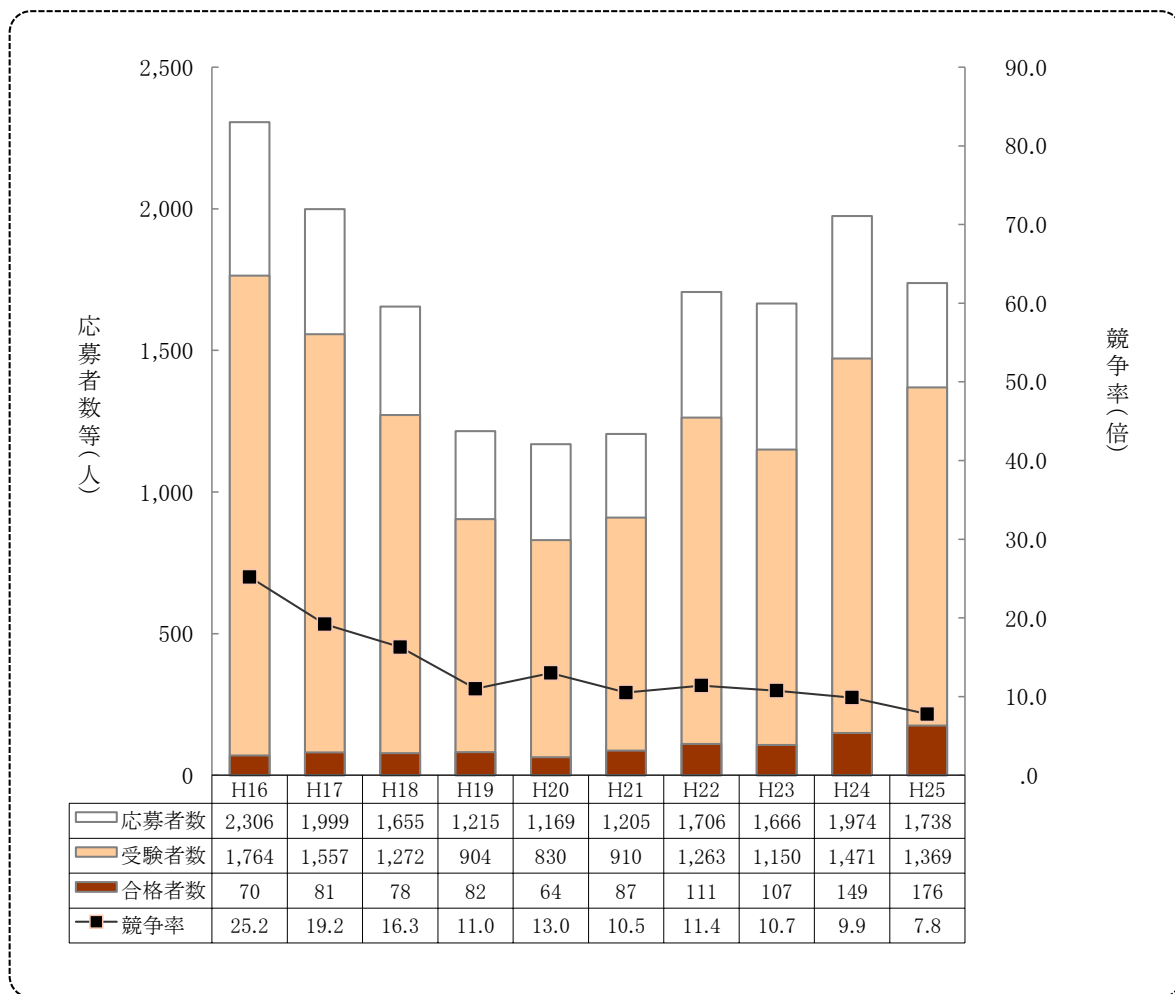
| 種類 | 職種 | 採用 予定者数 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 受験者数 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (H26. 4. 1現在) |
|-----------|---------|------------|------|-------|------|---------------|-------------|------------|-----------------------|
| | | | | 受験者数 | 合格者数 | | | | |
| 短期大学卒業程度 | 学校図書館事務 | 1人程度 | 57 | 53 | 5 | 4 | 1 | 53.0 | 1 |
| | 計 | 1人程度 | 57 | 53 | 5 | 4 | 1 | 53.0 | 1 |
| 免許資格職(後期) | 保育士 | 3人程度 | 12 | 9 | 8 | 6 | 3 | 3.0 | 3 |
| | 臨床検査技師 | 2人程度 | 19 | 16 | 6 | 5 | 2 | 8.0 | 2 |
| | 計 | 5人程度 | 31 | 25 | 14 | 11 | 5 | 5.0 | 5 |
| 高等学校卒業程度 | 一般事務 | 5人程度 | 124 | 104 | 15 | 14 | 5 | 20.8 | 5 |
| | 警察事務 | 3人程度 | 48 | 46 | 9 | 9 | 3 | 15.3 | 3 |
| | 教育事務 | 3人程度 | 46 | 41 | 9 | 9 | 3 | 13.7 | 3 |
| | 一般土木 | 3人程度 | 12 | 12 | 9 | 9 | 3 | 4.0 | 2 |
| | 農業土木 | 1人程度 | 8 | 8 | 5 | 5 | 1 | 8.0 | 1 |
| | 林業 | 2人程度 | 9 | 9 | 6 | 5 | 2 | 4.5 | 2 |
| | 計 | 17人程度 | 247 | 220 | 53 | 51 | 17 | 12.9 | 16 |

② 警察官

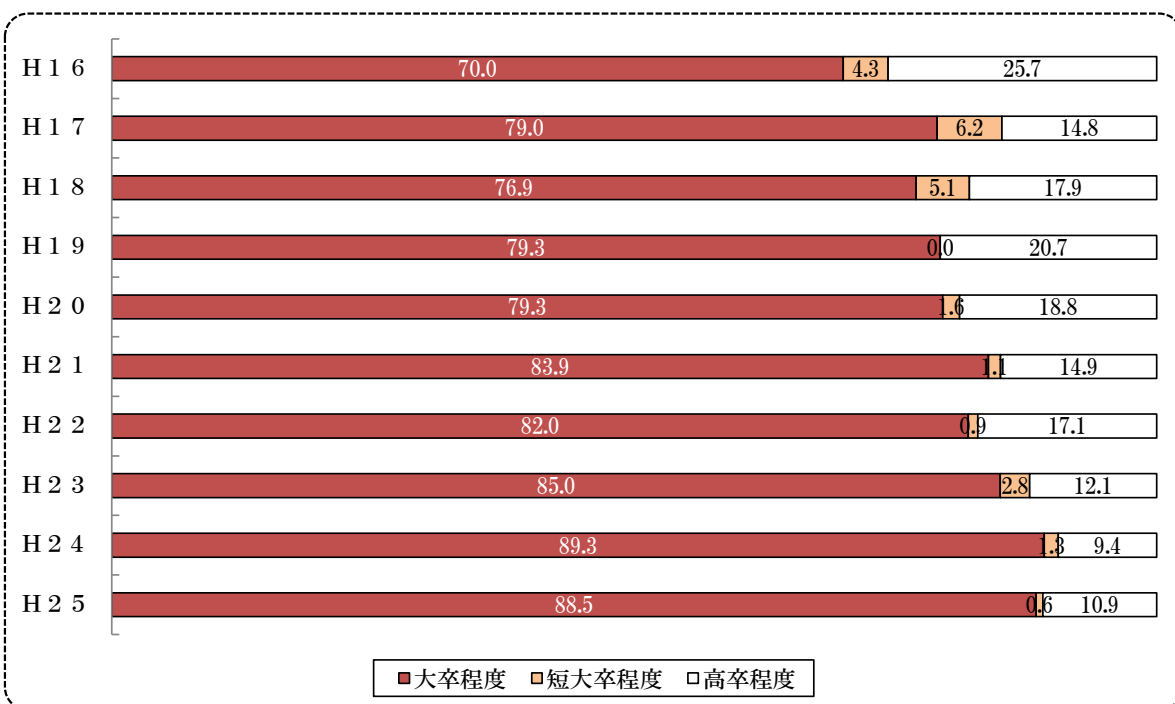
(単位：人)

| 区分 | 職 種 | 採用 予定者数 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 受験者数 | 最 終 合格者数 | 競争率 (倍) | 採用者数 (H26. 4. 1現在) | |
|-----|------|------------|-------|-------|------|---------------|-------------|------------|-----------------------|----|
| | | | | 受験者数 | 合格者数 | | | | | |
| 警察官 | 警察官A | 男性 | 98人程度 | 748 | 585 | 380 | 285 | 99 | 5.9 | 83 |
| | | 女性 | 15人程度 | 131 | 90 | 59 | 43 | 15 | 6.0 | 13 |
| | 警察官B | 男性 | 56人程度 | 627 | 495 | 224 | 171 | 56 | 8.8 | 43 |
| | | 女性 | 8人程度 | 172 | 126 | 34 | 22 | 8 | 15.8 | 7 |
| 合 計 | | 177人程度 | 1,678 | 1,296 | 697 | 521 | 178 | 7.3 | 146 | |

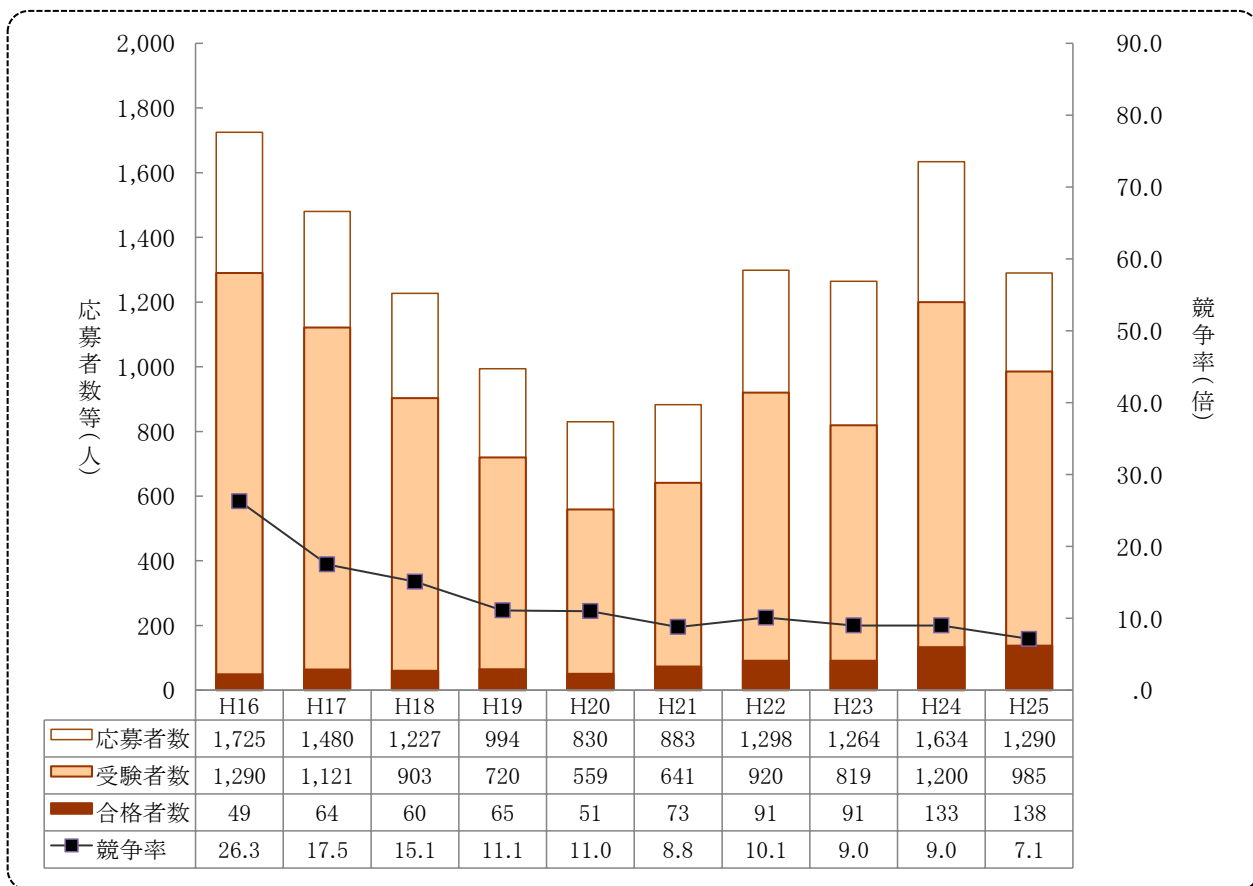
第1図 大卒・短大卒・高卒程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移
 (※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



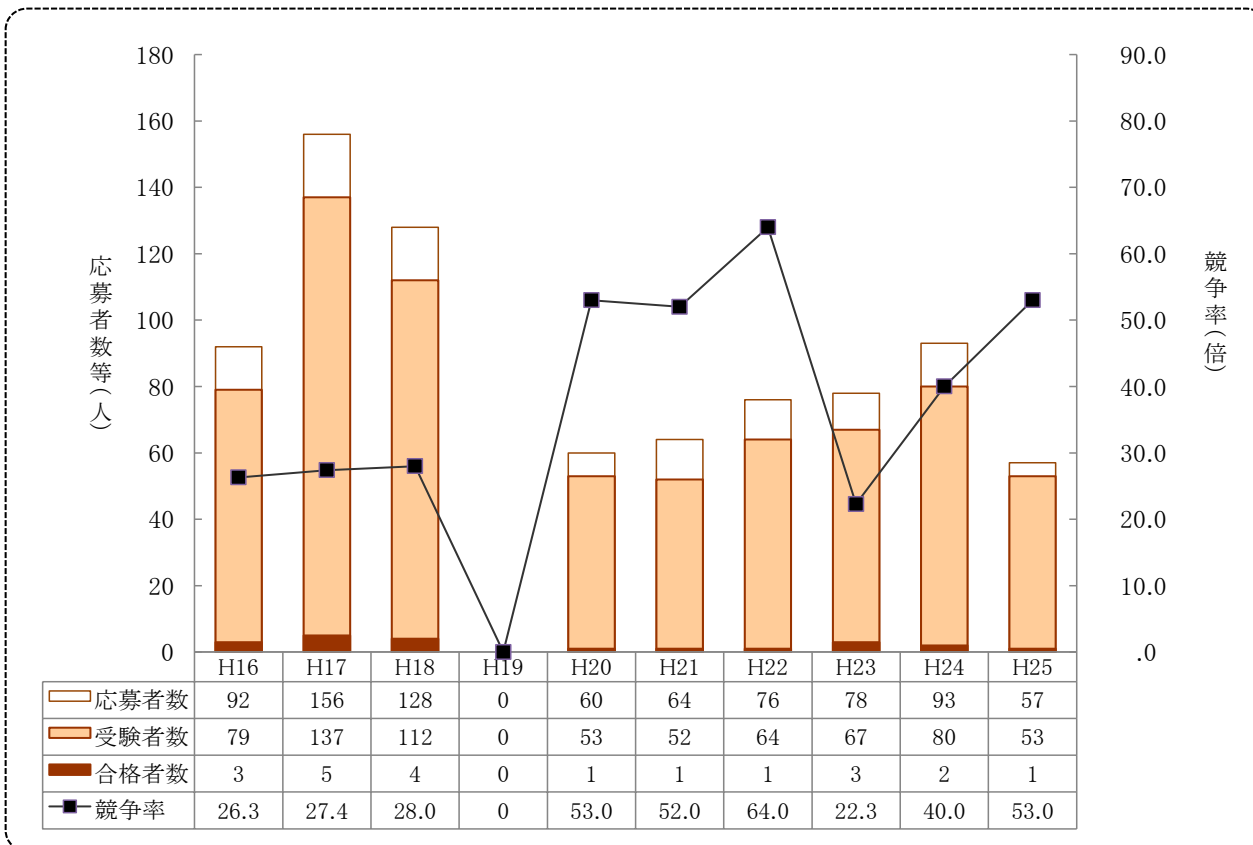
第2図 合格者総数に占める試験区分ごとの合格者の割合
 (※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



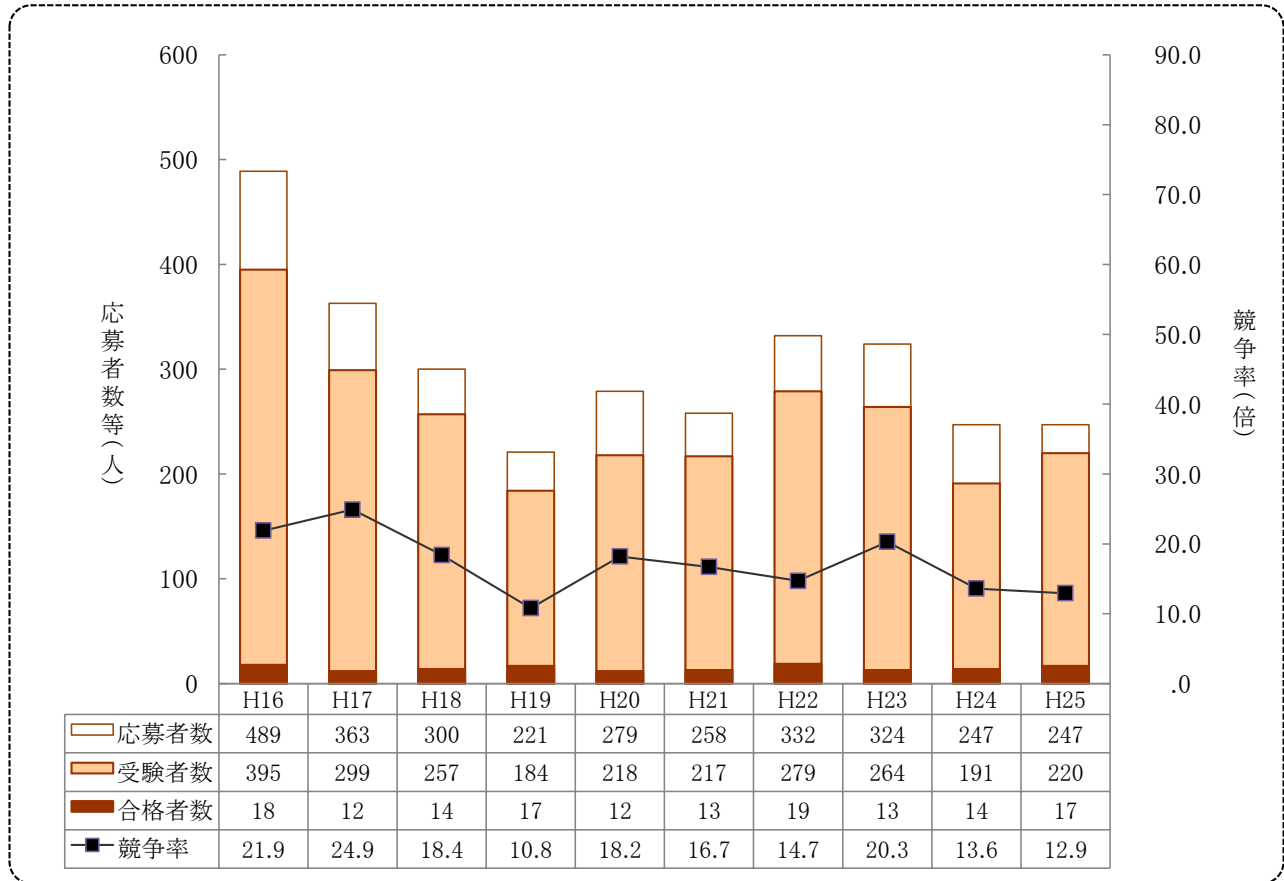
第3図 大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移
 (※平成22年度新設の民間企業等経験者対象・大学卒業程度試験分は非算入。)



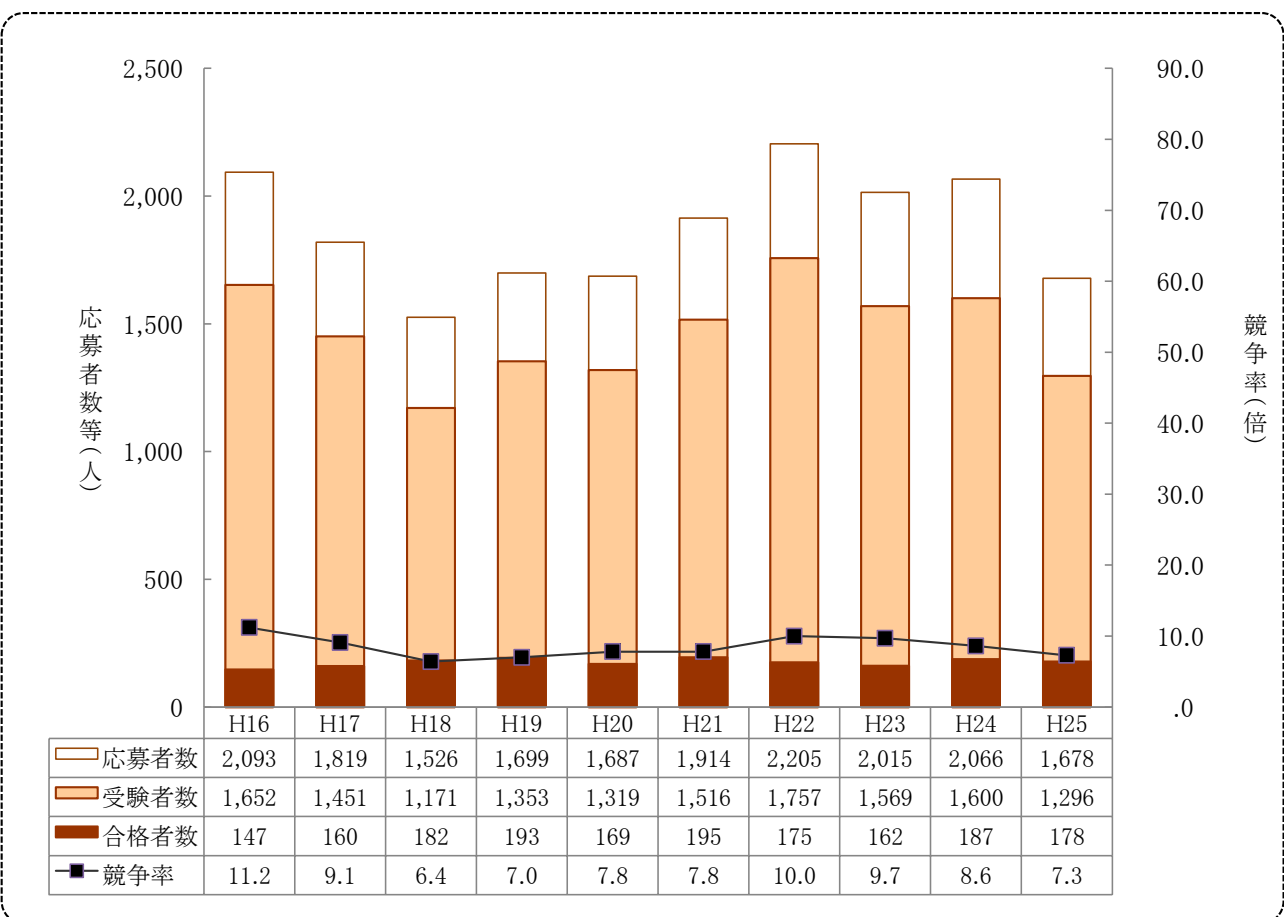
第4図 短期大学卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第5図 高等学校卒業程度試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



第6図 警察官採用試験における応募者数・受験者数・合格者数・競争率の推移



イ 選 考

実施状況は、第5表のとおりです。

第5表 平成25年度職員採用選考実施状況

(単位：人)

| | | | 知事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 知事 (企業局・病院局) | その他 | 計 |
|------------------|-----------------------|----------|----|-------|-------|-----------------|-----|-----|
| 一 般 職 員 | 人 事 交 流 等 | 部長級 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 次長級 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 課長級 | 1 | 19 | 0 | 0 | 0 | 20 |
| | | 課長補佐級 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 8 |
| | | 係長級 | 4 | 18 | 1 | 0 | 0 | 23 |
| | | 主任主事 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| | | 主任技師 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 主事 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 |
| | | 技師 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 資 格 職 種 等 | 医師 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | | 獣医師 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| | | 看護師 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 機関士 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 鑑識技師 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| | | 情報管理専門職員 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 |
| | | 学芸員 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | | 研究員 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 小 計 | | 30 | 50 | 5 | 0 | 0 | 85 |
| | 任期付一般職員 (総合土木の職) | | | 26 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 警 察 官 | 警視 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | |
| | 警部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 警部補 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 巡査部長 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 巡査 | 0 | 0 | 4 | 0 | 0 | 4 | |
| | 小 計 | | 0 | 0 | 8 | 0 | 0 | 8 |
| 計 | | | 56 | 50 | 13 | 0 | 0 | 119 |

(2) 昇 任

平成25年度に実施した職員昇任の競争試験及び選考の状況は、次のとおりです。

ア 競争試験

現在実施しているのは、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみで、その実施については、警察本部長に委任しています。

なお、実施状況は第6表のとおりです。

第6表 平成25年度警察官昇任試験の実施状況

(単位：人)

| 区 分 | 受験予定者数 | 受験者数 | 最終合格者数 | 競争率(倍) | 試験日 |
|------|--------|------|--------|--------|--|
| 警部 | 488 | 416 | 21 | 19.8 | 第1次 25.5.7 第2次 25.5.20 第3次 25.6.14 (口述・術科) |
| 警部補 | 603 | 553 | 69 | 8.0 | 第1次 25.5.10 第2次 25.5.23 第3次 25.6.17 (口述・術科) |
| 巡査部長 | 707 | 694 | 108 | 6.4 | 第1次 25.11.13 第2次 25.11.21 第3次 25.12.11 (口述・術科) |

イ 選 考

実施状況は、第7表のとおりです。

第7表 平成25年度職員昇任選考の実施状況

| 区分 | 職任命権者 | 知事 | 教育委員会 | 警察本部長 | 知事 (企業局・病院局) | その他 | 計 |
|------------------|-------|-----|-------|-------|-----------------|-----|-----|
| 一 般 職 員 | 部長級 | 7 | 1 | 0 | 0 | 1 | 9 |
| | 次長級 | 23 | 2 | 0 | 0 | 1 | 26 |
| | 課長級 | 46 | 3 | 5 | 1 | 1 | 56 |
| | 課長補佐級 | 88 | 15 | 6 | 4 | 1 | 114 |
| | 係長級 | 84 | 34 | 7 | 3 | 0 | 128 |
| 小 計 | | 248 | 55 | 18 | 8 | 4 | 333 |
| 警察官 | 警視 | 0 | 0 | 14 | 0 | 0 | 14 |
| | | 248 | 55 | 32 | 8 | 4 | 347 |

(3) 身体障がい者を対象とする選考試験

「障害者の雇用の促進に関する法律」の趣旨に基づき、身体障がい者の雇用促進を図るため、身体障がい者を対象とする熊本県職員採用選考試験を平成9年度から実施しています。

ア 平成25年度選考試験日程及び受験資格

| 受付期間 (公告日) | 試験日 (合格発表日) | | 試験地 (試験会場) | 試験の方法 | 受験資格 |
|------------------------------------|----------------|----------------------------|-----------------|----------------------------|---|
| 25. 8. 12 ～8. 30 (25. 6. 21) | 第1次試験 | 25. 10. 27 (25. 11. 14) | 熊本市 (熊本県立大学) | 1 教養試験 択一式 2 作文試験 | <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(18～31歳) ・身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者 ・通勤ができ、かつ、介護者なしに職務遂行が可能な者 |
| | 第2次試験 | 25. 11. 30 (25. 12. 6) | 熊本市 (熊本県庁) | 1 面接試験 ア 個別面接 イ 集団面接 | |

イ 平成25年度選考試験の実施状況

| 職種 | 採用 予定人員 | 応募者数 | 第1次試験 | | 第2次試験 | | 採用者数 (H26. 4. 1現在) |
|------|------------|------|-------|------|-------|------|-----------------------|
| | | | 受験者数 | 合格者数 | 受験者数 | 合格者数 | |
| 一般事務 | 1人程度 | 23 | 18 | 4 | 3 | 1 | 0 |
| 教育事務 | 1人程度 | | | 4 | 3 | 1 | 1 |

ウ 応募者数・受験者数・合格者数の推移

| | 採用予定人員 | 応募者数 | 受験者数 | 合格者数 | 受験倍率(倍) |
|--------|--------|------|------|------|---------|
| 平成9年度 | 若干名 | 97 | 83 | 4 | 20.8 |
| 平成10年度 | 若干名 | 76 | 72 | 3 | 24.0 |
| 平成11年度 | 若干名 | 56 | 48 | 4 | 12.0 |
| 平成12年度 | 4 | 43 | 34 | 4 | 8.5 |
| 平成13年度 | 4 | 39 | 35 | 3 | 11.7 |
| 平成14年度 | 4 | 59 | 48 | 4 | 12.0 |
| 平成15年度 | 4 | 54 | 51 | 4 | 12.8 |
| 平成16年度 | 4 | 35 | 32 | 4 | 8.0 |
| 平成17年度 | 3 | 36 | 35 | 3 | 11.7 |
| 平成18年度 | 2 | 19 | 17 | 2 | 8.5 |
| 平成19年度 | 2 | 13 | 12 | 2 | 6.0 |
| 平成20年度 | 5 | 18 | 16 | 5 | 3.2 |
| 平成21年度 | 3 | 14 | 12 | 3 | 4.0 |
| 平成22年度 | 2 | 14 | 12 | 2 | 6.0 |
| 平成23年度 | 2 | 17 | 17 | 2 | 8.5 |
| 平成24年度 | 4 | 26 | 22 | 4 | 5.5 |
| 平成25年度 | 2 | 23 | 18 | 2 | 9.0 |

2 職員の給与

2 職員の給与

(1) 平成25年職員給与実態調査

平成25年職員給与実態調査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象職員

平成25年4月1日に在職する職員

イ 調査項目

平成25年4月分の給料、諸手当の月額及び職員数等

ウ 調査結果の概要

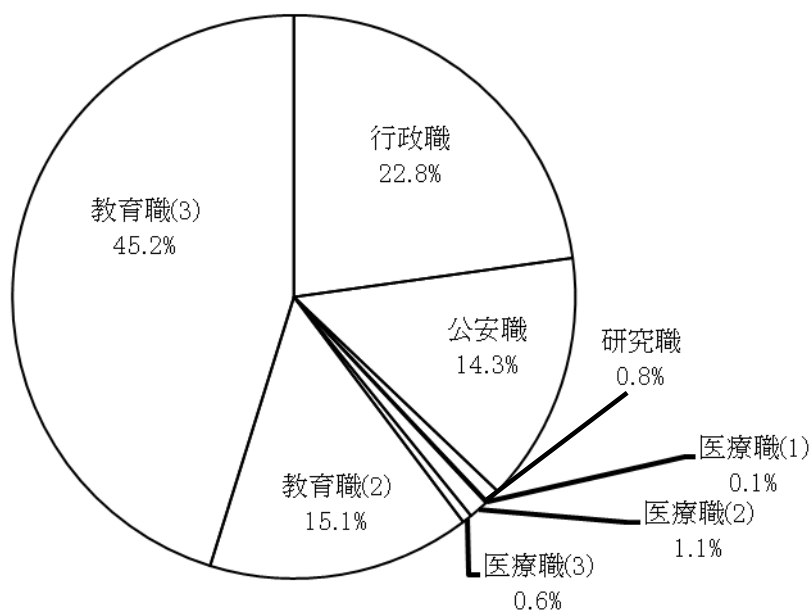
(ア) 給料表別職員数及び平均年齢

(単位：人、歳・月)

| 給料表 | 行政職 | 公安職 | 研究職 | 医療職(1) | 医療職(2) | 医療職(3) |
|----------|---------|-------|----------------------------|------------|--------------------|-------------|
| 適用を受ける職員 | 事務・技術職員 | 警察官 | 研究センター・研究所等で試験研究業務等に従事する職員 | 医師 歯科医師 | 薬剤師 獣医師 栄養士等 | 保健師 看護師等 |
| 職員数 | 4,793 | 3,015 | 171 | 26 | 234 | 118 |
| 平均年齢 | 43.8 | 38.9 | 41.7 | 48.6 | 43.10 | 45.8 |

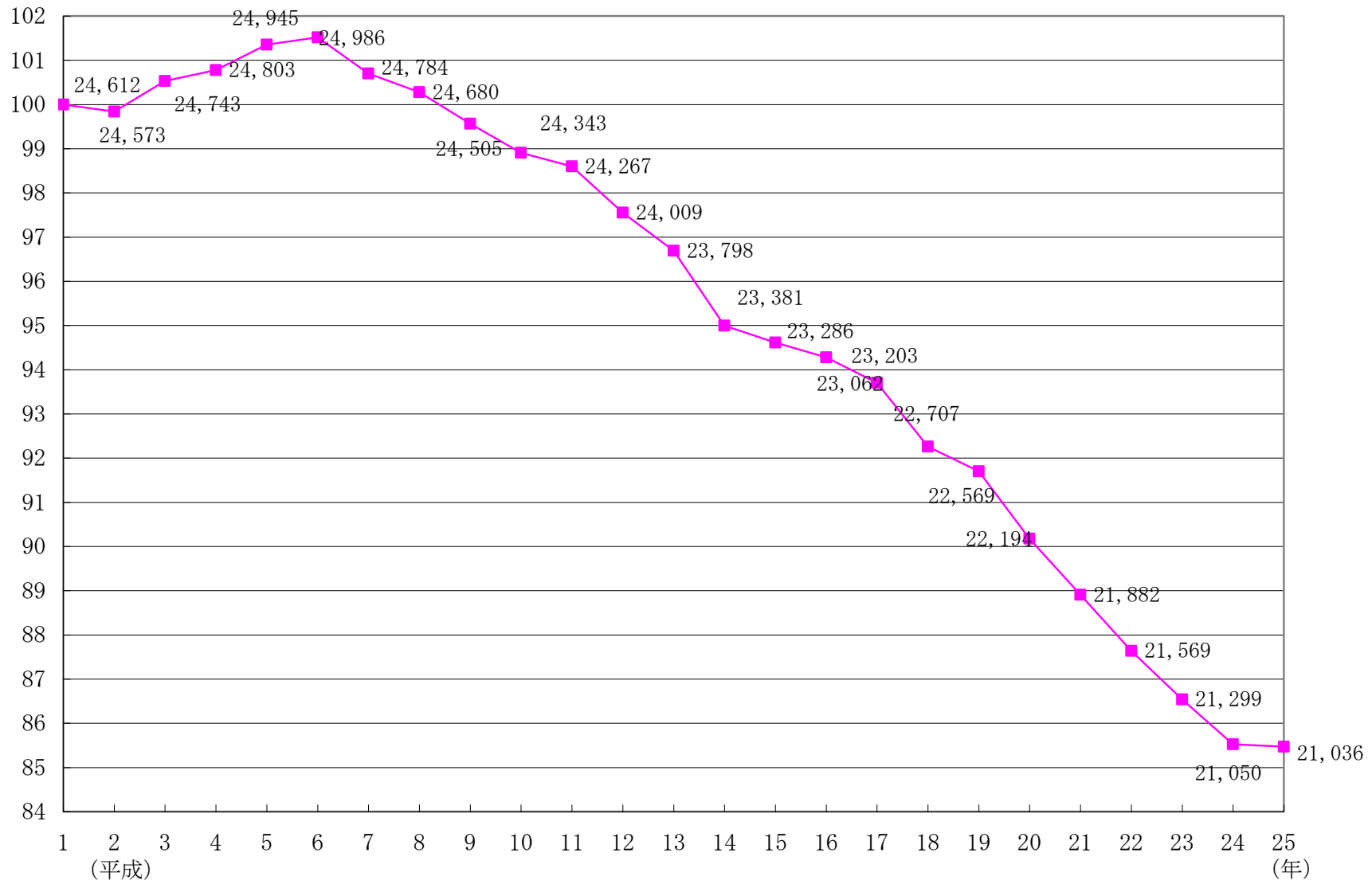
| 教育職(2) | 教育職(3) | 計 |
|-----------|-----------|--------|
| 高等学校等教育職員 | 小・中学校教育職員 | |
| 3,173 | 9,506 | 21,036 |
| 42.6 | 46.0 | 43.10 |

(イ) 給料表別職員数の割合



(ウ) 職員数の推移（全職員 平成元年＝100）

（単位：人）



(エ) 給料表別平均給与月額

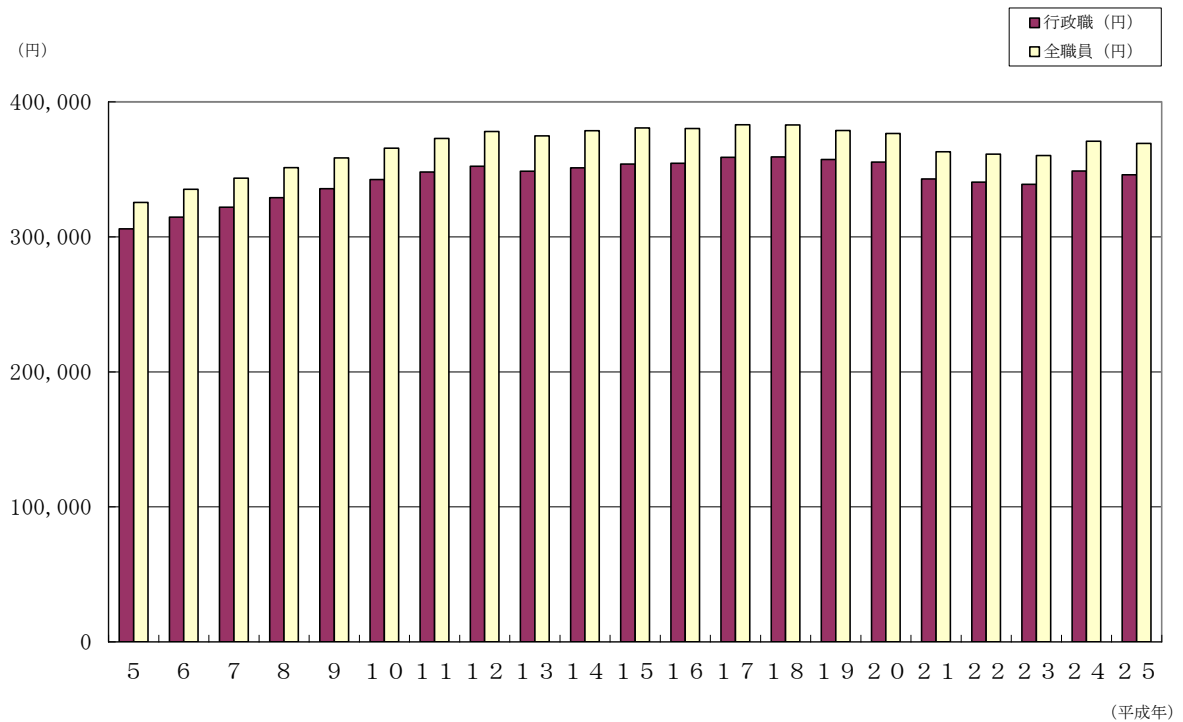
| 給料表 | 項目 | 平均給与月額 | | | | | 比較対象外 手当 (B) | 合計 (A)+(B) | 前年4月の平均 給与月額 〔(A)に相当 するもの〕 (C) | 対前年増減額 (A) - (C) | $\frac{(A) \times 100}{(C)}$ | |
|---------|----|---------|--------|--------|-------|---------|-----------------|---------------|--|---------------------|------------------------------|-------|
| | | 給料の月額 | 扶養手当 | 管理職手当 | 住居手当 | その他の手当 | | | | | | 計 (A) |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | % | |
| 行政職 | | 345,819 | 11,991 | 7,888 | 6,720 | 824 | 373,242 | 45,635 | 418,877 | 377,080 | △ 3,838 | 99.0 |
| 公安職 | | 320,428 | 14,073 | 3,082 | 3,229 | 2,261 | 343,073 | 76,169 | 419,242 | 346,149 | △ 3,076 | 99.1 |
| 研究職 | | 367,287 | 13,386 | 0 | 9,582 | 1,229 | 391,484 | 34,105 | 425,589 | 393,109 | △ 1,625 | 99.6 |
| 医療職 (1) | | 514,988 | 13,769 | 46,677 | 6,250 | 376,527 | 958,211 | 46,619 | 1,004,830 | 960,227 | △ 2,016 | 99.8 |
| 医療職 (2) | | 347,974 | 8,545 | 4,292 | 6,859 | 5,186 | 372,856 | 22,622 | 395,478 | 378,629 | △ 5,773 | 98.5 |
| 医療職 (3) | | 361,561 | 3,576 | 1,939 | 5,331 | 390 | 372,797 | 42,945 | 415,742 | 375,350 | △ 2,553 | 99.3 |
| 教育職 (2) | | 376,004 | 11,459 | 3,244 | 9,169 | 341 | 400,217 | 24,086 | 424,303 | 401,391 | △ 1,174 | 99.7 |
| 教育職 (3) | | 394,129 | 9,914 | 6,010 | 5,970 | 1,295 | 417,318 | 17,754 | 435,072 | 419,239 | △ 1,921 | 99.5 |
| 計 | | 369,060 | 11,199 | 5,560 | 6,267 | 1,684 | 393,770 | 33,798 | 427,568 | 396,247 | △ 2,477 | 99.4 |

- (注) 1 給料の月額には、給料の調整額及び切替に伴う差額を含みます。なお、教育職(2)及び教育職(3)においては、このほかに教職調整額を含みます。
- 2 「その他の手当」には、地域手当（県外勤務者に支給されるものを除く。）、初任給調整手当、単身赴任手当（基礎額）、特地勤務手当（「準ずる手当」を含みます。）及びへき地手当（「準ずる手当」を含みます。）の合計額を計上しています。
- 3 「比較対象外手当」には、公民給与の比較対象となる職員給与に該当しない地域手当（県外勤務者に支給されるものに限る。）、通勤手当、単身赴任手当（加算額）、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、義務教育等教員特別手当及び特殊勤務手当の合計額を計上しています。

(オ) 給料の月額（本俸）の平均額の推移

| 年 | 行政職（円） | 全職員（円） |
|----|---------|---------|
| 5 | 305,821 | 325,480 |
| 6 | 314,514 | 335,156 |
| 7 | 321,884 | 343,336 |
| 8 | 329,014 | 351,134 |
| 9 | 335,544 | 358,323 |
| 10 | 342,290 | 365,638 |
| 11 | 347,919 | 372,739 |
| 12 | 352,162 | 377,992 |
| 13 | 348,546 | 374,641 |
| 14 | 351,083 | 378,593 |
| 15 | 353,798 | 380,654 |
| 16 | 354,466 | 380,156 |
| 17 | 358,832 | 382,927 |
| 18 | 359,048 | 382,835 |
| 19 | 357,125 | 378,633 |
| 20 | 355,343 | 376,433 |
| 21 | 342,736 | 362,993 |
| 22 | 340,413 | 361,130 |
| 23 | 338,783 | 360,168 |
| 24 | 348,693 | 370,699 |
| 25 | 345,819 | 369,060 |

(注) 「給料の月額」に含むものは、前ページ（エ）の（注）の1と同じです。



(2) 平成25年職種別民間給与実態調査

平成25年職種別民間給与実態踏査の概要は、次のとおりです。

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上かつ事業所規模 50人以上の県内事業所の中から層化無作為抽出法により抽出した 615 事業所（うち実地調査：214 事業所）

イ 調査項目

平成25年4月分の県内民間事業所従業員の給与等

ウ 調査結果の概要

(ア) 民間における給与改定の状況

その1 ベースアップの実施状況（事業所割合）（単位：％）

| | ベースアップ実施 | ベースアップ中止 | ベースダウン | ベース慣行なし |
|--------|----------|----------|--------|---------|
| 一般の従業員 | 9.7 | 17.1 | 1.3 | 71.9 |
| 課長級 | 7.3 | 14.4 | 1.2 | 77.1 |

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所も含めて集計（ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所は除外して集計）

その2 定期昇給の実施状況（事業所割合）（単位：％）

| | 定期昇給制度あり | | | | | 定期昇給 中止 | 定期昇給 制度なし |
|--------|----------|------|------|-----------|------|------------|--------------|
| | 定期昇給実施 | | | 定期昇給 中 | 止 | | |
| | 増額 | 減額 | 変化なし | | | | |
| 一般の従業員 | 74.9 | 63.8 | 14.6 | 6.5 | 42.7 | 11.1 | 25.1 |
| 課長級 | 66.6 | 55.8 | 12.7 | 4.5 | 38.6 | 10.8 | 33.4 |

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計

(イ) 民間における初任給の状況（事務・技術関係職種）（単位：円）

| 職種 | 学歴 | 企業規模計 | 500人以上 | 100人以上 500人未満 | 50人以上 100人未満 |
|----------------|-----|---------|---------|------------------|-----------------|
| 新卒事務員 | 大学卒 | 180,575 | 190,589 | 174,582 | 182,197 |
| | 短大卒 | X | X | — | — |
| | 高校卒 | 148,657 | 158,888 | 146,301 | X |
| 新卒技術者 | 大学卒 | 189,771 | 204,760 | 185,347 | 185,360 |
| | 短大卒 | 164,322 | X | 159,318 | 171,867 |
| | 高校卒 | 152,002 | 164,402 | 145,817 | X |
| 新卒事務員 ・技術者計 | 大学卒 | 183,182 | 193,891 | 177,774 | 183,218 |
| | 短大卒 | 163,312 | 165,591 | 159,318 | 171,867 |
| | 高校卒 | 149,838 | 161,715 | 146,158 | 154,500 |

(注) 採用のある事業所の平均。また、「X」は、調査事業所が1事業所の場合です。

(ウ) 民間における家族手当の状況

| 扶養家族の構成 | 支給月額 |
|---------|----------|
| 配偶者 | 13,364 円 |
| 配偶者と子1人 | 17,777 円 |
| 配偶者と子2人 | 22,078 円 |

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出しました。

(エ) 民間における住宅手当の支給状況 (単位：%)

| 支 給 の 有 無 | 事 業 所 割 合 |
|-------------------------------|------------------------|
| 支 給 | 41.9 |
| 借家・借間居住者に支給 | (90.0) |
| 自宅居住者に支給 | (66.3) |
| 非 支 給 | 58.1 |
| 借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層 | 25,000円以上 26,000円未満 |

(注) () 内は、支給がある事業所を100とした割合です。

(オ) 民間における特別給の支給状況

| 項 目 | 金 額 等 | |
|-----------|-------------|----------|
| 平均所定内給与月額 | 下半期 (A1) | 335,571円 |
| | 上半期 (A2) | 334,242円 |
| 特別給の支給額 | 下半期 (B1) | 661,491円 |
| | 上半期 (B2) | 658,052円 |
| 特別給の支給割合 | 下半期 (B1/A1) | 1.97月分 |
| | 上半期 (B2/A2) | 1.97月分 |
| | 年 間 計 | 3.94月分 |

(注) 「下半期」とは平成24年8月から平成25年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいいます。

(カ) 民間における雇用調整の実施状況

| 項 目 | 実施事業所割合 (%) |
|------------------------|-------------|
| 採用の停止・抑制 | 10.4 |
| 転籍出向 | 1.8 |
| 希望退職者の募集 | 2.8 |
| 正社員の解雇 | 1.6 |
| 部門の整理閉鎖・部門間の配転 | 4.1 |
| 業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換 | 1.5 |
| 残業の規制 | 6.2 |
| 一時帰休・休業 | 4.1 |
| ワークシェアリング | 0.3 |
| 賃金カット | 3.6 |
| 計 | 21.0 |

(注) 1 平成25年1月以降の実施状況です。2 項目については、複数回答です。

(3) 平成25年 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成25年10月7日、県議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その内容は、次のとおりです。

■ 平成25年 職員の給与等に関する報告 ■

I 職員の給与等に関する報告及び勧告についての基本的な考え

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、地方公務員法において、社会一般の情勢に適應するように、随時、適当な措置が講じられなければならないとされています（情勢適應の原則）。また、給与については生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を、給与以外の勤務条件については国及び他の地方公共団体の職員との権衡を考慮して定めなければならないとされています（均衡の原則）。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するために設けられているものであり、本委員会は、毎年、県内の民間企業の給与等の状況を精確に調査、分析し、人事院が行う報告及び勧告や他の地方公共団体の職員の給与等の状況等を総合的に勘案して、報告及び勧告を行っています。

本委員会では、平成17年に人事院が勧告した給与構造改革に準じて、給料表や昇給制度の見直し、地域手当の新設等を勧告しました。また、同18年には民間企業の給与水準をより精確に反映させるため、調査対象の企業規模を100人以上から50人以上に拡大し、更に本年から調査対象産業を拡大して実施するなど、随時、職員の適正な勤務条件を確保するための措置を講じています。

公務員制度改革については、平成20年6月に施行された国家公務員制度改革基本法に基づき、国家公務員や地方公務員の労働基本権の在り方等について検討が行われ、一般職公務員への協約締結権の付与や給与勧告制度の廃止等を盛り込んだ国家公務員制度改革関連四法案等が国会に提出されていたところですが、昨年11月の衆議院解散に伴い廃案となり、現在、新たな国家公務員制度改革関連法案の提出に向けた検討が進められています。

また、雇用と年金の接続の問題に関して、平成23年人事院は、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行いました。しかし、民間労働者に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正も踏まえて行われた本年3月の閣議決定に基づき、国家公務員については、定年延長ではなく、希望する職員を原則として再任用することとなり、地方公務員については、閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請されているところです。

これらの事項については、職員の人事給与制度に大きく影響を及ぼすものであることから、国の動向を注視していくとともに、課題の検討等の準備を進めていく必要があります。

本委員会は、これまでも、情勢適應の原則及び均衡の原則に基づき、必要な措置について報告及び勧告を行ってきたところですが、今後とも、民間給与の実態や社会情勢の動き等を的確に捉え、人事行政の中立かつ専門の機関として期待される役割を十分に果たせるよう努めていきます。

II 職員の給与

1 職員の給与の状況（略：平成25年職員給与実態調査について記載）

2 民間の給与の状況（略：平成25年職種別民間給与実態調査について記載）

3 職員と民間の給与の比較

本年の職員給与と民間給与の比較を行った結果は、次のとおりです。

(1) 月例給

本委員会は、本年の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職員と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額（公務にあっては比較対象とする給与、民間にあってはきまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの）を対比させ、精密に比較（ラスパイレス比較）を行いました。

その結果、別表第4に示すとおり、職員給与が民間給与を187円（0.05%）下回っています。

別表第4 公民給与の較差

| 民間給与（A） | 職員給与（B） | 較 差 | |
|-----------|-----------|-----------|------------------------------------|
| | | (A) - (B) | $\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$ |
| 376,426 円 | 376,239 円 | 187 円 | 0.05% |

(注) 1 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

2 公民給与の比較については、県の行政職給料表適用職員と、公務と類似する民間職種（事務・技術関係職種）の従業員について、主な給与決定要素（役職段階、年齢、学歴）を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較しています。

(2) 特別給

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、別表第5[略:42頁(オ)参照]に示すとおり、所定内給与月額額の3.94月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数とおおむね均衡しています。

4 生計費及び物価

総務省の家計調査等を基礎として算定した本年4月の熊本市における1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ97,612円、137,165円、156,885円及び176,582円となっています。

また、総務省の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ、熊本市で1.1%減少しています。

5 国家公務員の給与

(1) 国家公務員と職員との給与比較

国家公務員の給与については、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、昨年4月から「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」による減額措置が講じられています。この減額措置は国家公務員法第28条に基づく民間準拠による給与水準の改定とは別に東日本大震災に対処するための2年間の臨時特例として行われているものであり、人事院は、本年の給与勧告の前提となる官民比較については、昨年同様、減額措置前の俸給月額等を基礎として行っています。

このことから、職員の適正な給与水準を確保するために比較考慮すべき国家公務員の給与は、減額措置前の給与であり、減額措置前の行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の給与と、これに相当する本県の行政職給料表適用職員の給与の水準を比較すると、おおむね均衡しています。

(2) 人事院の報告等の概要

人事院は、本年8月8日に、国会及び内閣に対して国家公務員の給与等について報告を行いました。

月例給については、本年4月分の国家公務員給与が民間給与を76円(0.02%)下回っていますが、官民較差が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であるため、改定を行わないこととし、また、特別給についても、民間の支給割合が3.95月と公務と均衡していることから、改定を行わないこととしました。

また、本年は、臨時特例法による減額措置の終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む、「給与制度の総合的見直し」を実施できるよう、準備に着手することや、「雇用と年金の接続」及び「適正な給与の確保の要請」についても報告を行いました。

さらに、「国家公務員制度改革等に関する報告」として、今後の国家公務員制度改革の検討に当たっての論点や人事行政上の諸課題への取組について報告を行ったほか、配偶者が外国での勤務等を行う場合に、職務を離れて生活を共にすることを可能にする配偶者帯同休業制度の創設について、意見の申出を行いました。

6 給与の改定

本県においては、3で述べたとおり、本年4月分の職員給与と民間給与の較差が187円(0.05%)と小さいこと、並びに職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、民間の昨年8月から本年7月までの1年間の特別給の支給割合とおおむね均衡していることが明らかになりました。

また、人事院は、5(2)で述べたとおり、本年4月分の給与の官民較差が極めて小さく、特別給についても民間の支給割合が公務と均衡していることから、月例給並びに期末手当及び勤勉手当の改定を行わないこととしました。

職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業の従業員の給与等を考慮して定めるとする地方公務員法の均衡の原則を踏まえる必要があります。本委員会は、これらを総合的に勘案して検討した結果、本年は、月例給並びに期末手当及び勤勉手当について改定を行わないことが適当であると判断しました。

7 給与制度の改正等

(1) 給与構造改革における経過措置

給与構造改革において、本県では国に準じて、給料表水準の平均約4.8%の引下げを行う一方、給料の基本給としての性格を考慮し、個々の職員が受ける新たな給料月額が昇給、昇格及び給料表改定等により平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの間は、経過措置を設けて段階的に実施されてきました。

他方、国においては、高齢層職員の給与水準の是正を図るために、人事院が平成23年に経過措置の廃止を勧告したことを踏まえ、同26年3月末で経過措置を廃止する法改正が同24年3月に行われたところです。

本委員会は、昨年、「国に準じて設けられた本県の経過措置について、本県における経過措置の実施状況及び他の地方公共団体の動向を踏まえながら、廃止に向けて検討を行う必要がある」と報告していたところであり、本年4月時点において経過措置の適用者が約16%まで減少していること、全国でも経過措置を廃止する県が増えていることから、国と廃止の時期を合わせて平成26年3月末で経過措置を廃止する必要があると判断しました。

しかしながら、本県における経過措置の適用者の割合や適用者の平均受給額は、国の状況を相当程度上回っていることから、経過措置の適用を受ける職員への影響を考慮した緩和措置を講じたうえで、廃止する必要があると考えます。

(2) 通勤手当

自動車その他の交通用具使用者に支給する通勤手当については、平成6年4月に手当の額を改定して以後、相当の年数が経過していることから、職員の通勤実態や通勤に要する費用負担の状況、他の地方公共団体の状況などを考慮のうえ、見直しを検討する必要があると考えます。

(3) 給与制度の総合的見直し

人事院は、本年の報告の中で、給与構造改革に関する勧告を行ってから8年が経過し、我が国の社会経済情勢は急激に変化しており、国家公務員給与については、「民間の組織形態の変化への対応」、「地域間の給与配分の在り方」、「世代間の給与配分の在り方」、「職務や勤務実績に応じた給与」など、一層の取組を進めるべき課題が生じてきているとの認識から、臨時特例法による減額措置の終了後に、俸給表構造、諸手当の在り方を含む「給与制度の総合的見直し」を実施できるよう準備に着手する旨を明らかにしています。

本県の給与制度は国の制度に準じていることから、給与構造改革についても、本委員会 は人事院勧告に準じた勧告を行い、実施されてきたところです。今回、報告された「給与制度の総合的見直し」は、本県の給与制度にも大きな影響を及ぼすことから、今後これらの取組の内容についても十分注視していきます。

Ⅲ 職員の人事給与等に関する今後の課題

1 人事給与制度

(1) 勤務実績の給与への反映

国においては、国家公務員制度改革基本法に定める能力と実績に応じた処遇という基本理念に基づき、人事評価の適切な実施とその結果を給与に反映する取組が進められています。

本県においては、各任命権者において人事評価（勤務評定）が実施されていますが、勤務実績を重視した昇給や勤勉手当の支給等については、各任命権者での取組内容に差異が見られ、まだ勤務実績が給与に十分反映されているとは言い難い状況にあると考えます。

地方公務員においても、能力及び実績に基づく人事管理を推進することが求められていることから、今後も公務の特殊性や長期的人事管理も考慮しながら、人事評価制度の適切な運用を行い、勤務実績の給与への反映に向けて、更に取組を進めていく必要があります。

(2) 多様で有為な人材の確保及び育成

社会経済情勢が激しく変化する中、複雑多様化、高度化が進む行政課題に的確に対応していくため、各任命権者から採用試験を所管する本委員会に対しては、行政サービスの基盤を支える多様で有為な人材の確保が期待されているものと考えます。

一方、近年の職員採用を取り巻く環境は、受験年齢人口の減少や景気動向の影響等から、民間企業、国及び地方公共団体等による人材獲得競争が激しくなっており、受験者数の確保が容易ではなくなっています。

本委員会においては、より多くの受験者を本県受験に導くため、積極的な募集広報活動を実施するとともに、各任命権者との協議を重ねながら、多様で有為な人材を確保するための試験制度の改善に取り組んでいます。

平成 25 年度採用試験に向けては、大学や企業主催の就職説明会への参加機会を拡大するなど積極的なPR活動に努め、また、試験制度についても、国家資格等を必要とする職種を「免許資格職」として新たに試験区分の一つとしました。

しかしながら、平成 25 年度大学卒業程度採用試験においては、民間企業の採用動向の影響など様々な要因により、同 24 年度に比べ応募者数が減少する結果となりました。今後、本委員会と各任命権者は多様で有為な人材確保のため、引き続き課題解決に向けた検討を行っていくことが必要であると考えます。

また、人材の育成については、各任命権者において、これまでも様々な取組がなされていますが、今後新たに生じる行政課題や行政需要に的確に対応することが求められており、限られた人材を最大限に活用することが重要であると考えます。各任命権者における人材育成の（基本）方針を実現するため、より一層職員の意識改革及び能力向上などの人材育成を進めていくことが必要であると考えます。

(3) 女性職員の登用

本県では、“男女がともに自立し、支えあう社会の実現”に向けて「熊本県男女共同参

画計画」を策定し、昨年6月に策定された「幸せ実感くまもと4ヵ年戦略」においても男女共同参画の推進を重点施策の一つとして位置付けています。本委員会としても、女性職員の登用は、男女共同参画社会実現のために積極的に取り組むべき課題であり、また、多様な人材が生き生きと働くことができる組織の実現の観点からも重要な課題であると考えます。

各任命権者の取組によって、管理職など役付職員に占める女性職員の割合は年々上昇していますが、今後とも、性別にかかわらず職員それぞれの能力を最大限に活かす適材適所の配置や仕事と家庭の両立ができる柔軟な勤務体制の推進等に努めながら、引き続き女性職員の登用拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

(4) 雇用と年金の接続

公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う雇用と年金の接続の問題に関し、平成23年人事院は、「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行いました。

しかし、民間企業に係る高年齢者雇用対策について、定年延長ではなく継続雇用制度の改正で対応することとなり、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律が改正されたことを踏まえ、政府は、本年3月、国家公務員についても、当面、定年の段階的延長ではなく、希望する職員を公的年金の支給開始年齢に達するまで原則として再任用するとの閣議決定を行ったところです。

今後、新たな再任用が始まる平成26年4月に向けて、所要の準備が進められる見込みですが、人事院は、本年の「職員の給与等に関する報告」の中で、雇用と年金の確実な接続を図るため、再任用職員の能力と経験を活かせる職務への配置や行政事務の執行体制の見直し等の取組を行う必要があることや、来年、民間の再雇用者の給与実態を調査し、再任用職員の人事運用の実態等を踏まえつつ、再任用職員の給与について必要な検討を行うことに言及しています。

地方公務員については、国家公務員に係る閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請されていることから、本県でも雇用と年金の確実な接続に向けて、希望する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまで原則として再任用されるよう課題の検討等の準備を進めていく必要があります。

(5) 公務員制度改革

公務員制度改革については、国家公務員制度改革基本法に定める改革内容を具体化するため、一般職の公務員への協約締結権の付与や給与勧告制度の廃止等を内容とする自律的労使関係制度の措置を盛り込んだ国家公務員制度改革関連四法案及び地方公務員法等の一部改正法案等が、国会に提出されていたところですが、昨年11月の衆議院解散に伴い、廃案になりました。

国家公務員制度改革推進本部は、本年6月に「今後の公務員制度改革について」を決定し、平成21年に国会に提出された国家公務員法等の一部改正法案を基本として、幹部人事の一元管理や内閣人事局の設置等に向けての制度設計を進めることとなり、国家公務員制度改革関連法案を提出する方向で検討が進められているところです。

上記推進本部の決定の中に地方公務員制度についての言及はなかったところですが、今後の地方公務員制度改革の検討に当たっては、国家公務員制度における検討状況を踏まえて行われるものと考えられます。

本委員会としても、公務員制度改革は職員の勤務条件及びその決定に大きく影響するため、国における公務員制度改革の動向については、引き続き十分注視していくこととしています。

2 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のためには、健康で豊かな生活のための時間の確保や、多様な働き方を選択できる環境整備が重要であると考えます。

(1) 総実勤務時間の縮減

ア 時間外勤務

任命権者においては、「時間外勤務の縮減に関する指針」を定め、その周知を図り、定時退庁日の設定や、事前命令の徹底のほか、業務内容や仕事の進め方の見直しによる時間外勤務縮減の具体策を示すなど、これまでも時間外勤務の縮減に取り組まれています。

しかし、これらの取組にもかかわらず、災害発生時など突発的な場合を除いても、本庁等の一部の部署では長時間の時間外勤務が依然として生じており、職員の心身の健康等への影響も懸念されるところです。

その改善に向けて、時間外勤務が減らない要因を改めて把握、分析のうえ、指針に基づく取組の見直しや重点化等を行うことにより時間外勤務の縮減を更に進める必要があります。

また、管理監督者においては、過度の長時間勤務が、職員の心身の健康や公務能率の低下、ひいては仕事と生活の調和に及ぼす影響に十分留意のうえ、職員の勤務時間の適正な把握と管理を行うことは自らの責務であることを改めて認識するとともに、率先垂範して時間外勤務を縮減する必要があります。特に、既存の業務はもとより、新たな事業、業務の実施検討に当たっては、その執行段階における体制等についても十分に検討、判断のうえ、適切な業務マネジメントを行い、職員の勤務時間の増加を招かないよう配慮することが重要であると考えます。

イ 教職員の勤務時間

教育委員会においてはこれまでも、「教職員の総実勤務時間の縮減に係る指針」に基づき、業務の適切な配分、定時退勤の推進、事務改善、会議の簡素化や効率化とともに、教職員の負担感の軽減を図る観点から、事務事業の見直しなどにも積極的に取り組まれています。引き続き総実勤務時間の縮減に向けて一層取り組んでいく必要があると考えます。

ウ 年次有給休暇の取得

年次有給休暇の取得は、健康で豊かな生活のための時間を確保し、職員の健康を維持するという観点から重要であると考えます。

各任命権者においては、職員一人ひとりの意識啓発に努め、管理監督者は、職員がより一層年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める必要があります。

(2) 職員の健康管理

職員の心身の健康管理については、からだの健康管理としての生活習慣病の予防と、心の健康管理としてのメンタルヘルス対策が二つの柱であり、各任命権者において、生活習慣病等の早期発見のための各種健康診断や生活習慣改善のための特定保健指導、メンタルヘルス対策のための心の健康づくり計画の策定、各種研修の実施、健康管理推進員の配置、相談体制の整備等の取組を積極的に実施されています。

各任命権者においては、これらの取組を引き続き推進するとともに、特にメンタルヘルス対策については、全休職者に占める心の疾病を理由とする休職者の割合が依然として6割を超えており、メンタルヘルス相談者も多い状況にあることから、体系的な取組を継続して推進することが必要です。

このためには、メンタルヘルス対策として任命権者が取り組んでいるセルフケア（職員自身がストレス対応能力を身に付け実践すること）、ラインによるケア（管理監督者が日頃から職員の状況把握に努め、メンタルヘルス不調者へ適切に対応すること）、健康管理スタッフ等によるケア（産業医や保健師などによる職員や管理監督者への支援）及び医療機関等によるケア（医療機関との連携強化）の更なる推進により、職員の心の健康を保持、増進し、心の不健康な状態へ早期に対応していくことが重要であると考えます。

また、病気休職者の円滑な職場復帰に向けて、職場復帰支援手引等に基づき、管理監督者が中心となって業務内容や勤務環境等に配慮するとともに、復職支援休暇の活用等が行われているところですが、職場復帰後の状況把握や定期相談の実施、業務遂行能力の回復の支援など、職場復帰後の継続的なフォローアップも重要であると考えます。

(3) 両立支援その他勤務環境の整備

ア 両立支援

職員が、仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮するためには、制度面の整備だけでなく、周りの職員の理解と協力が得られる職場づくりを含めた良好で働きやすい勤務環境の整備が不可欠であると考えます。

特に育児や介護を行う必要のある職員に対しては、両立支援の取組を推進していくことが重要であり、本県においては、育児休業を取得することができる職員の範囲の拡大や、1か月以内の育児休業を取得する場合における期末手当の支給割合引下げの廃止を行ったほか、短期の介護休暇を導入するなど、育児や介護と仕事との両立支援の制度は年々整ってきています。

しかし、男性職員の育児休業取得率は、依然として低い状況にあることから、「熊本県特定事業主行動計画(後期計画)」に掲げる目標の実現に向けて、男性職員が育児参加しやすい職場づくりを引き続き進めることが重要であると考えます。

また、本県では県民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、今後も更に高齢化が進み、介護を必要とする者の増加が見込まれる中、職員が介護と仕事を両立できる勤務環境を整備していくことは、より一層重要になると認識しています。

各任命権者においては、育児や介護と仕事との両立を支援していくために、職員が利用しやすい制度の整備に努め、各種制度の周知の徹底を更に図るとともに、育児休業や介護休暇等を取得しやすい職場づくりに向けて、管理監督者等の意識改革にも引き続き取り組む必要があります。

なお、本年人事院は、「一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定についての意見の申出」を行い、配偶者が外国での勤務等を行う場合に、職務を離れて配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度が国家公務員に導入される見込みです。地方公務員への導入に向けた法改正の動向を注視するとともに、本県における必要性について検討していくことが必要であると考えます。

イ ハラスメントの防止

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは、職員の心身に支障を及ぼし職場の環境を悪化させるだけでなく、職務能率、職場秩序の保持の点からも問題があります。各任命権者においては、今後も各種職員研修の実施等により、更に良好な勤務環境の整備に努める必要があります。

3 危機発生時の対応

東日本大震災や平成24年熊本広域大水害など、近年、不測の事態が続けて発生しています。このような不測の事態に対し、危機管理の観点からも、県として迅速かつ的確に対応することが求められており、相談窓口の設置や被災地への職員派遣など、危機発生に際し、様々な対応が講じられてきました。他方、勤務条件の面から、危機発生に対応する業務に従事する職員やこれらの職員が所属する職場へ適切に配慮する必要があります。

各任命権者においては、特例勤務の活用や週休日の振替期間の拡大、代替職員の確保、民間への業務委託、職員配置の調整等を行うことにより、職員や職場の負担軽減のための措置が講じられてきたほか、産業医の面談等による派遣職員の健康管理、従事する業務の実態を踏まえた給与関係規程の整備や運用を行うなど、給与や勤務時間等の面からも配慮が行われています。

今後とも各任命権者においては、危機発生に際し、的確に対処できる体制の整備はもとより、職員の勤務条件の悪化を招かない取組や業務内容を踏まえた給与処遇を行っていくことも重要であると考えます。

また、災害等の危機発生時、職員が復旧支援等の活動にボランティアとして参加することも期待されており、昨年の熊本広域大水害の際にも多くの職員が復旧支援活動に参加したところです。引き続き、職員に対するボランティア活動の啓発や職員のボランティア活動を支援するための特別休暇制度の更なる周知等を行い、公務の運営に支障がない範囲内で、職員

が社会の一員として積極的にボランティア活動に参加できるよう配慮することが必要であると考えます。

4 臨時職員の勤務条件

臨時職員の勤務条件については、基本的には各任命権者で措置されていますが、職員との均衡面から、各任命権者において引き続き検討する必要があると考えます。

5 信頼の確保

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務するものであり、職員には、勤務時間の内外を問わず、公務員としての高い倫理意識が求められています。本委員会は、これまでも、倫理意識の高揚の必要性に言及し、各任命権者においても、様々な取組が行われています。

しかし、不適正な事務処理や飲酒運転など、県民の信頼を著しく損なう不祥事の発生が今なお続いている状況にあります。

本県では、職員の法令遵守意識の向上等に向けて、「熊本県職員行動規範」を定めていますが、県民の負託にこたえ、適正に行政課題に取り組んでいくためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚を改めて強く持ち、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して、公務員倫理の保持及び服務規律の遵守に、より一層努める必要があります。

各任命権者においては、平素からの指導を更に徹底し、不祥事を未然に防ぐため、管理監督者に対する研修の実施など、引き続き職員研修の改善や強化を図り、綱紀の保持にこれまで以上に万全を期し、県民の信頼の確保に努めていくことが重要であると考えます。

IV 給与に関する勧告実施の要請

人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に定める情勢適応の原則及び均衡の原則に基づき、職員の適正な勤務条件を確保するものです。

これらの原則が正しく適用されることが、職員の努力や実績に的確に報いることになるとともに、有為な人材の確保や労使関係の安定等をもたらす、行政運営の安定に寄与するものであると考えます。

本年は、民間給与の状況、人事院の報告、他の都道府県の動向等を総合的に勘案した結果、給与構造改革における経過措置の廃止を勧告することとしました。

議会及び知事におかれましては、勧告制度の意義及びそれが果たしている役割に深く御理解をいただき、別紙第2の勧告〔後掲〕どおり速やかに実施されるよう要請いたします。

なお、本県においては、国からの要請や地方交付税法の改正など諸般の事情を勘案し、平成25年7月から同26年3月までの期間を限った措置として、特例条例による給与の減額措置が行われていますが、職員の給与については、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、民間給与との均衡等を踏まえて実施する人事委員会の給与勧告に沿った適正な水準が確保されるべきものと考えます。

本委員会としては、職員の生活の安定及び士気の向上に配慮する観点からも、特例条例による給与の減額措置が終了する平成26年4月以降は、本委員会の給与勧告に沿った給与水準が確保されるよう、強く要請します。

■ 平成25年 職員の給与に関する勧告 ■

本委員会は、別紙1の報告[前掲]に基づき、職員の給与について次のとおり勧告します。

1 給与構造改革における経過措置の廃止について

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第8号）附則第7項、熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第42号）附則第6項及び熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年熊本県条例第43号）附則第6項の規定による給料の切替えに伴う経過措置については、適用を受ける職員への影響を考慮した緩和措置を講じたうえで、廃止すること。

2 実施時期

平成26年4月1日から実施すること。

(4) 平成25年給与の改定（参考）

人事委員会報告及び勧告に基づき、次のとおり給与の改定が行われました。

《給与構造改革における経過措置の廃止》

- ・ 給与構造改革における経過措置を廃止。
 - ・ 実施時期は、平成26年4月1日
- ※ ただし、緩和措置として、経過措置額について、平成26年度は1/4を減額支給、平成27年度は2/4を減額支給、平成28年度は3/4を減額支給

《通勤手当の改正》

- ・ 交通用具使用者の通勤手当を改正。
- ・ 実施時期は、平成26年4月1日

3 条例・規則等

3 条例・規則等

(1) 条例案に対する人事委員会の意見
 県議会から求められた条例案についての意見

| 意見表明年月日 | 議案番号 | 条例案名 | 内 容 |
|-----------|------------------------|--|--|
| 25. 6. 19 | 第 2 1 号 | 熊本県知事等の給与の特例に関する条例 | <p>本議会に追加提案されました議案第 2 1 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 2 1 号の「熊本県知事等の給与の特例に関する条例」のうち、一般職の職員等の給料月額等の特例については、地方公務員の給与についても、国家公務員の給与減額支給措置に準じて必要な措置を講ずるよう国から要請があったことに加え、国家公務員と同様の給与削減を平成 2 5 年 7 月から実施することを前提とした地方交付税法の改正が平成 2 5 年 3 月末に行われるという異例の状況の中、本県財政への影響等を踏まえ、平成 2 5 年 7 月から平成 2 6 年 3 月までの間の特例として、職員等の給料月額等を減額して支給しようとするものであります。</p> <p>このような事情を考慮するとしても、本来、職員等の給与は、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、民間給与等との均衡などを踏まえて実施する人事委員会の給与勧告に沿った適正な水準が確保されるべきであり、今回の特例措置に至ったことは、遺憾であると言わざるを得ません。</p> <p>今後は、職員の生活の安定及び士気の向上にも配慮し、地方公務員法に定める給与決定の原則に基づき、人事委員会の給与勧告に沿った職員等の給与水準が確保されるよう切に要望いたします。</p> |
| 25. 12. 3 | 第 1 0 号 第 1 1 号 | <p>熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p> <p>熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> | <p>本議会に提案されました議案第 1 0 号及び第 1 1 号について、地方公務員法第 5 条第 2 項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。</p> <p>議案第 1 0 号の「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、5 5 歳に達した職員に係る昇給の見直しについては、昨年 1 0 月に本委員会が議会及び知事に対して行いました職員の給与に関する勧告に沿って、国と同様に来年 1 月から実施するものであり、また、通勤手当の見直しについては、本年 1 0 月の職員の給与に関する報告に沿って、来年 4 月から交通用具使用に係る手当額の改正を行うものであり、更に、災害派遣手当の見直しについては、大規模災害からの復興に関する法律の施行に伴い、関係規定を整備するものであり、いずれも適当であると考えます。</p> <p>議案第 1 1 号の「熊本県職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例」については、船員法の改正に伴い、旅費の特例に関する規定を整備するものであり、適当であると考えます。</p> |

| 意見表明年月日 | 議案番号 | 条 例 案 名 | 内 容 |
|---------|------|--|---|
| 26.2.18 | 第61号 | 熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例 | 本議会に提案されました議案第61号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第88号及び議案第92号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき人事委員会の意見を申し述べます。 |
| | 第63号 | 職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例 | 議案第61号の「熊本県職員等の高齢者部分休業に関する条例等の一部を改正する条例」のうち、技能労務職員、企業職員及び病院局職員を除く一般職の職員に関する部分については、地方公務員法の一部改正及び部分休業取得中の給与の減額に関する算出方法の見直しに伴い、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。 |
| | 第64号 | 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 議案第63号の「職員の給料の切替えに伴う経過措置を廃止するための関係条例の整備に関する条例」については、本委員会が昨年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与に関する勧告に沿って、平成18年の給与構造改革時に設けた経過措置を段階的に廃止することに伴い、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。 |
| | 第65号 | 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 議案第64号の「熊本県一般職の職員等の給与に関する条例及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、期末手当等の支給に差異が生じないようにするため、期末手当等の支給を一時差し止める処分の対象を在職中の職員にも拡大し、一時差し止める処分を受けた者が懲戒免職処分を受けた場合は期末手当等を不支給とするよう関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。 |
| | 第88号 | 指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 | 議案第65号の「熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」のうち、教育長に関する部分については、業務内容や職責の変化を給料月額に的確に反映することができるようにするため、給料の額を条例で定める上限額の範囲内で知事が定める額とするものであり、適当であると考えます。 |
| | 第92号 | 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 議案第88号の「指導教諭の設置に伴う関係条例の整備に関する条例」については、学校教育法に定める指導教諭の設置に伴い、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。 議案第92号の「熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」については、皇族等の身辺警護等作業に係る特殊勤務手当の支給対象を全ての警察官とし、併せて警察職員が行う遠隔地水上警戒作業について、警察庁職員と同様に、新たに特殊勤務手当の支給対象とするものであり、適当であると考えます。 |

(2) 規則等の制定・改廃

ア 規則

| 規則番号 | 公布年月日 | 規則名 | 概要 |
|------|----------|--|--|
| 第11号 | 25.4.5 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している天草市ほか3市町、4一部事務組合の組織改正、職の新設等に伴い、「管理職員等の範囲を定める規則」について一部改正を行った。 (25.4.5 施行) |
| 第12号 | 25.5.17 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 熊本県に公平委員会の事務を委託している宇城市ほか1町、2一部事務組合の組織改正、職の新設等に伴い、「管理職員等の範囲を定める規則」について一部改正を行った。 (25.5.17 施行) |
| 第13号 | 25.7.26 | 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 | 熊本県職員の任用に関する規則別表第1（競争試験職種）及び第2（選考職種）の掲載職種の見直しに関する委員会での協議結果に基づき、熊本県職員の任用に関する規則第5条第2項別表第1及び第2の改正を行った。 (25.7.26 施行) |
| 第14号 | 25.12.27 | 熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 平成24年の人事委員会勧告に基づく55歳に達した職員の昇給抑制の見直しに伴い、関係規定の改正を行った。 (26.1.1 施行) |
| 第1号 | 26.2.7 | 熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則 | 選考職種としている看護師について、平成26年度から競争試験職種に移行することに伴う改正及び規則別表第2において、平成25年4月1日から、過去10年以内（平成15年度以降）に、当該職種で職員採用が行われていないものについて、見直しを行うため関係規定の改正を行った。 (26.2.7 施行) |
| 第2号 | 26.2.21 | 熊本県職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 | ○ 一般職給与条例等の改正に伴い、交通用具使用者の通勤手当の月額を改定した。 (26.4.1 施行) ○ 人事院規則に準じて、加算措置の権衡職員に係る規定の改正等を行った。 (26.2.21 施行) |
| 第3号 | 26.2.21 | 熊本県職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則 | 人事院規則に準じて、単身赴任手当受給者に係る配偶者等の住居手当に関する規定の改正を行った。 (26.2.21 施行) |
| 第4号 | 26.2.21 | 熊本県職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について | 人事院規則に準じて、権衡職員に係る規定の改正を行った。 (26.2.21 施行) |
| 第5号 | 26.3.24 | 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則 | 平成25年の人事委員会勧告を踏まえ、県議会2月定例会において関係給与条例が改正され、平成18年の給与構造改革時に設けた経過措置が段階的に廃止されることに伴い、関係規定を整備した。 (26.3.24 施行) |

| | | | |
|------|---------|------------------------------------|--|
| 第6号 | 26.3.25 | 熊本県職員等の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 県議会2月定例会において関係条例が改正され、高齢者部分休業及び修学部分休業取得中の給与の減額に関する算出方法の見直しが行われることに伴い、関係規定を整備した。 (26.4.1 施行) |
| 第7号 | 26.3.25 | 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | 警察職員の人事異動等に伴い、関係規定を整備した。 (26.3.28 施行) |
| 第8号 | 26.3.25 | 熊本県職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 | 県議会2月定例会において関係条例が改正され、期末手当及び勤勉手当の一時差止め及び不支給の対象が見直されることに伴い、関係規定を整備した。 (26.4.1 施行) |
| 第9号 | 26.3.28 | 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 知事部局の組織改正に伴い、管理職員等の範囲について規定の整備を行った。 (26.4.1 施行) |
| 第10号 | 26.3.28 | 公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 | 職員を派遣できる団体を定めた公益的法人等への熊本県職員等の派遣等に関する規則別表第1に掲げる派遣先団体の名称変更を行った。 (26.4.1 施行) |
| 第11号 | 26.3.31 | 熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則 | 平成26年4月1日付け人事異動等に伴い、「給料月額調整額に関する職」等を定める別表第1の整備を行った。 (26.4.1 施行) |
| 第12号 | 26.3.31 | 熊本県職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 | 平成26年4月1日付け人事異動等に伴い、「管理職手当を支給する職」等を定める別表第1の整備を行った。 (26.4.1 施行) |
| 第13号 | 26.3.31 | 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 | 平成26年4月1日付け小中学校の改廃等に伴い、へき地学校等を定める別表第3～別表第5の整備を行った。 (26.4.1 施行) |
| 第14号 | 26.3.31 | 熊本県職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則 | 平成26年4月1日付け人事異動等に伴い、地域手当の「支給地域」等を定める別表の整備を行った。 (26.4.1 施行) |
| 第15号 | 26.3.31 | 指導教諭の設置に伴う関係人事委員会規則の整備等に関する規則 | 県議会2月定例会において関係条例が改正され、学校教育法に定める指導教諭が設置されることに伴い、関係規則の整備を行った。 (26.4.1 施行) |

イ 告 示

| 告示番号 | 公布年月日 | 告 示 名 | 概 要 |
|------|----------|-------------------------------|---|
| 第2号 | 25.12.13 | 熊本県職員の任用に関する規則の施行規定の一部を改正する規程 | 教育行政及び教育事務の職の名称及び取扱いの変更(旧「学校事務」)に伴うもの及び現在、熊本県警察本部において、「婦人警察員」及び「交通巡視員」の職についている職員が存していないことから、関係規程の改正を行った。 (25.12.13 施行) |
| 第1号 | 26.3.31 | 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程 | 高齢者部分休業条例及び修学部分休業条例の改正により、部分休業取得中の給与減額の際に用いる「勤務1時間当たりの給与額の算出方法」が見直されることに伴い、規程の整備を行った。 (26.4.1 施行) |

4 公平審査

5 職員団体

6 公平委員会の事務の受託

7 労働基準監督機関の職権行使

4 公平審査

(1) 勤務条件に関する措置要求の係属状況

| 区 分 | | 平成 24 年度末の 係 属 件 数 | 平成 25 年度中の 要 求 件 数 | 平成 25 年度中の 終 結 件 数 | 平成 26 年度への 繰 越 件 数 |
|---------------|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 県 職 員 | 給 与 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 休 暇 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | その他 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 計 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 受託市町村等 職 員 | | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 合 計 | | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |

数値は要求者数であり、() 内は事案数である。

(2) 不利益処分についての不服申立ての係属状況

| 区 分 | | 平成 24 年度末の 係 属 件 数 | 平成 25 年度中の 申 立 件 数 | 平成 25 年度中の 終 結 件 数 | 平成 26 年度への 繰 越 件 数 |
|---------------|-------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 県 職 員 | 懲戒処分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 分限処分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | その他 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 計 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| 受託市町村等 職 員 | 懲戒処分 | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 1(1) |
| | 分限処分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | そ の 他 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0(0) |
| | 計 | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 1(1) |
| 合 計 | | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 1(1) |

数値は、申立者数であり、() 内は事案数である。

(3) 不利益処分についての不服申立ての審査の状況（平成 25 年度）

| 事 案 名 | 審 査 の 状 況 |
|--------------------------------------|--|
| 平成 24 年（人不）第 2 号事案（平成 24. 7. 26 申立て） | 準備手続（平成 25. 1. 28） 第 1 回口頭審理（平成 25. 4. 15） 第 2 回口頭審理（平成 25. 4. 26） 第 3 回口頭審理（平成 25. 5. 14） 第 4 回口頭審理（平成 25. 7. 9） 裁 決（平成 25. 10. 7） |
| 平成 26 年（人不）第 1 号事案（平成 26. 1. 27 申立て） | |

5 職員団体

(1) 職員団体の登録

| | 県関係分 | 受託市町村等分 | 計 |
|--------------------|------|---------|----|
| 平成24年度末登録団体数 | 12 | 27 | 39 |
| 平成25年度解散届受理団体数 | 0 | 0 | 0 |
| 平成25年度新規登録団体数 | 0 | 1 | 1 |
| 平成25年度末登録団体数 | 12 | 28 | 40 |
| 記載事項(役員)変更届出書受理団体数 | 9 | 24 | 33 |
| 規約変更届出書受理団体数 | 3 | 10 | 13 |

(2) 登録職員団体一覧表（県関係分） （平成26年3月31日現在）

| 職員団体の名称 | 登録年月日 | 法人申出の有無 |
|---------------|------------|---------|
| 自治労熊本県職員労働組合 | 昭和41.10.11 | 無 |
| 熊本県教職員組合 | 41.10.11 | 有 |
| 熊本県高等学校教職員組合 | 41.10.11 | 有 |
| 熊本県教育庁職員組合 | 41.10.11 | 無 |
| 熊本県菊池教職員組合 | 41.10.11 | 有 |
| 熊本県阿蘇教職員組合 | 41.12.24 | 有 |
| 熊本県宇城教職員組合 | 52.7.28 | 有 |
| 熊本県八代教職員組合 | 53.3.2 | 有 |
| 熊本県学校事務労働組合 | 56.10.29 | 無 |
| 熊本県人吉球磨教職員組合 | 59.5.31 | 有 |
| 熊本県水俣芦北教職員組合 | 平成5.9.27 | 有 |
| 熊本県教職員組合上益城支部 | 5.11.18 | 有 |

(3) 登録職員団体一覧表（受託市町村等分）
（平成26年3月31日現在）

| 職員団体の名称 | 登録年月日 | 法人申出の有無 |
|------------|---------------|---------|
| 錦町職員組合 | 昭和 41. 10. 11 | 無 |
| 和水町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 御船町役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 南関町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 水上村役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 多良木町役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 津奈木町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 阿蘇市職員労働組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 大津町役場職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 荅北町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 天草市職員労働組合 | 41. 10. 11 | 有 |
| 自治労山都町職員組合 | 41. 10. 11 | 有 |
| 宇城市職員労働組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 美里町職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 山江村職員組合 | 41. 10. 11 | 無 |
| 南阿蘇村職員組合 | 42. 8. 3 | 無 |
| 相良村職員組合 | 42. 8. 3 | 無 |
| 南小国町職員組合 | 42. 8. 3 | 無 |
| 益城町職員組合 | 42. 8. 30 | 無 |
| 五木村職員組合 | 48. 5. 1 | 無 |
| 合志市職員組合 | 57. 8. 5 | 無 |
| 西原村役場職員組合 | 平成 3. 12. 11 | 無 |

| 職員団体の名称 | 登録年月日 | 法人申出の有無 |
|--------------|---------------|---------|
| 上天草市職員組合 | 平成 16. 12. 27 | 無 |
| 芦北町自治職員労働組合 | 17. 5. 13 | 無 |
| 小国町職員組合 | 19. 12. 25 | 無 |
| 長洲町職員組合 | 24. 9. 6 | 無 |
| 玉東町職員組合 | 24. 11. 7 | 無 |
| 自治労球磨村役場職員組合 | 25. 6. 19 | 無 |

(4) 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約認証
(平成 26 年 3 月 31 日現在)

| 団 体 名 | 認証年月日 |
|------------------|--------------|
| 全日本自治団体労働組合熊本県本部 | 平成 7. 12. 18 |

6 公平委員会の事務の受託

| 区 分 | 市町村等の別 | 受 託 団 体 数 | 職員団体登録数 | 管理職員等の範囲を定めている 団 体 数 |
|--|---------|-----------|---------|-------------------------|
| 平成24年度末の 受 託 団 体 数 | 市 | 6 | 5 | 6 |
| | 町 村 | 31 | 22 | 31 |
| | 一部事務組合 | 21 | | 16 |
| | 広 域 連 合 | 5 | | 4 |
| | 計 | 63 | 27 | 57 |
| 平成25年度中の 新規受託団体数 | 市 | | | |
| | 町 村 | | 1 | |
| | 一部事務組合 | | | |
| | 広 域 連 合 | | | |
| | 計 | | 1 | |
| 平成25年度中の 受託廃止団体数 | 市 | | | |
| | 町 村 | | | |
| | 一部事務組合 | 1 | | |
| | 広 域 連 合 | | | |
| | 計 | 1 | | |
| 平成25年度末の 受 託 団 体 数 | 市 | 6 | 5 | 6 |
| | 町 村 | 31 | 23 | 31 |
| | 一部事務組合 | 20 | | 15 |
| | 広 域 連 合 | 5 | | 4 |
| | 計 | 62 | 28 | 56 |
| (参考) 平成 25 年度末の団体数 14 市 31 町村 26 一部事務組合 5 広域連合 | | | | |

7 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第一各号区分一覧表

(平成26年3月31日現在)

| 法別表第一の号別 | 業種 | 事業所名 | 労働基準監督機関 |
|-------------------|--------|--|-------------|
| 第3号 | 土木・建設業 | ・天草地域ダム建設事務所 | 労働局・労働基準監督署 |
| 第12号 | 教育・研究業 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防学校 ・産業技術センター ・技術短期大学校 ・農業研究センター（矢部試験地を含む。） ・農業研究センター各研究所 ・林業研究指導所 ・県立図書館 ・生涯学習推進センター ・各少年自然の家 ・県立美術館 ・装飾古墳館（歴史公園鞠智城・温故創生館を含む。） ・各県立学校（分校を含む。） ・保健環境科学研究所 ・高等技術専門校 ・農業大学校（阿蘇校舎を含む。） ・水産研究センター ・教育センター ・天草青年の家 ・あしきた青少年の家 ・警察学校 | 人事委員会 |
| 第13号 | 保健衛生業 | <ul style="list-style-type: none"> ・各地域振興局保健福祉環境部 ・こども総合療育センター ・清水が丘学園 ・精神保健福祉センター | 労働局・労働基準監督署 |
| 法別表第一に掲げる事業以外の官公署 | | <ul style="list-style-type: none"> ・本庁知事部局 ・各広域本部（県央広域本部、広域本部が置かれない各地域振興局、県北広域本部農林水産部水産課、地域振興局保健福祉環境部を除く。） ・広域本部が置かれない各地域振興局（保健福祉環境部及び上益城地域振興局土木部を除く。玉名地域振興局には県北広域本部農林水産部水産課を含む。） ・県央広域本部税務部 ・熊本土木事務所 ・自動車税事務所 ・東京事務所 ・八代児童相談所 ・環境センター ・大阪事務所 ・各家畜保健衛生所 ・熊本駅周辺整備事務所 ・氷川ダム管理所 ・天草空港管理事務所 ・各行政委員会事務局 ・警察本部 ・各警察署（各交番、各警備派出所、各駐在所を含む。） ・熊本農政事務所 ・上益城地域振興局土木部 ・防災消防航空センター ・福祉総合相談所 ・食肉衛生検査所 ・くまもと県民交流館 ・福岡事務所 ・漁業取締事務所 ・市房ダム管理所 ・各港管理事務所 ・議会事務局 ・各教育事務所 | 人事委員会 |

(2) 平成25年度中の労働安全衛生法に基づく届出の受理状況

| 内 容 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | 計 |
|---------------|------|-------|------|-----|
| 総括安全衛生管理者選任報告 | 1 | | | 1 |
| 衛生管理者・産業医選任報告 | 17 | 74 | 25 | 116 |

(3) 平成25年度中の労働安全衛生法第38条の特定機械の検査状況

| 種 類 | 検査区分 | 対象基数 | 検査基数 | 検査結果 | | | 未検査 基 数 | 廃止基数 |
|---------------|------|------|-----------|-----------|-----|-------|------------|------|
| | | | | 合 格 | 条件付 | 不 合 格 | | |
| ボイラー | 性能検査 | 11 | 7 | 7 | — | — | (注1) 4 | — |
| | 落成検査 | — | — | — | — | — | — | — |
| 第 一 種 圧力容器 | 性能検査 | 15 | 13 | 13 | — | — | (注2) 2 | — |
| | 落成検査 | — | — | — | — | — | — | — |
| クレーン | 性能検査 | 10 | (注3) 8 | (注4) 8 | — | — | — | — |
| | 落成検査 | — | — | — | — | — | — | — |

(注1) 休止中：農業大学校阿蘇校舎（県56号）、阿蘇清峰高等学校（教20号）、小川工業高等学校（教55号）、玉名工業高等学校（教72号）

(注2) 休止中：果樹研究所（県31号）、南稜高等学校（教65号）

(注3) クレーンの性能検査は2年に1度実施。

(注4) 宇城地域振興局土木部（県5号）の使用再開検査含む。

(4) 平成25年度中の労働基準法に基づく認定等の状況

| 内 容 | 知事部局 | 教育委員会 | 警察本部 | 計 |
|---------------|------|-------|------|-----|
| 解雇予告除外の認定 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 宿日直勤務の許可 | 0 | 0 | 2 | 2 |
| 時間外休日労働協定届の受理 | 16 | 84 | 1 | 101 |